

## 令和3年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年6月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年6月7日 午前9時宣告

開 議 令和3年6月7日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産 業 振 興 課 長	
チ-ム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和3年6月7日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問



議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。  
日程第 1、一般質問を行います。  
一般質問は、通告順とします。  
9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一点目に、3 月定例会に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の取り組みについてお伺いをいたします。

まずはワクチンの供給時期の先が見えない状況の中で、本町において、かつてない一大事業ともいえるコロナワクチンの 16 歳以上の町民への一斉接種に取り組んでいただいております町長初め、特に担当職員の皆さん、そして現場で接種に当たっていただいております関係者の全ての皆さんへ、改めて心から感謝と敬意を表したいと思います。大変にありがとうございます。それでは具体的な質問に入らせていただきます。

3 月定例会では、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種について、本町の取り組み方についてさまざまな角度からお聞きをいたしました。その後、本町でも 5 月 10 日より 65 歳以上の高齢者の優先接種の予約受付が行われ、現在、各医療機関において順次接種が行われ、5 月 29 日には第 1 回目の集団接種がかわせみにおいて行われたところであります。本日は、その検証とそこから見えてきた今後の一般接種に向けての課題についてお聞きしていきたいと思っております。

まず、高齢者優先接種の状況をお聞きした後、一般接種に向けて改善点等についてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そこで、1 点目に高齢者優先接種の対象者に対して、現時点における接種予約数と予約率、そして、接種者数と接種率をお示しいただければと思います。また、本町においては医療機関における接種を中心に、それを補完する形で集団接種が行われておりますが、その割合についてもあわせてお示しいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者の優先接種の状況でございますけれども、佐川町におけます65歳の高齢者、この数が約5,200人となっております。で、予約者数でございますけれども、これは5月31日現在で申し上げますが、少しちょっと細かい数字になりますけれども、外来での5月10日からの予約の受け付けされた方が3,652人です。で、それから先行して施設の入所者の方等、これは予約というよりは施設のほうにリストアップしていただいているということで、この方が355人ということで押さえております。合計して4,007人ということが5月31日現在の予約者数というふうに捉えられると思います。

それから、接種者数でございますけれども、これも5月31日現在で町内の医療機関で接種をされた方が1,071人です。これで予約の率ですけれども、5,200人に対して4千人ということですので8割は予約をされてるかなど。で、現状ですね、ほぼ予約をされる方がほぼいないような状況になっておりますので、希望される方はほぼほぼ予約をされているような状況だというふうには認識をしております。

接種率ですけれども、この5,200人に対しての接種率が20.6%です。で、予約をされてる方に対しての接種率、1回目ですけれども、これが26.7%という状況でございます。以上です。

9番（松浦隆起君）

はい、それでは2点目に、予約体制についてお伺いをしたいと思っております。本町においてはご本人がそれぞれ医療機関、かわせみに直接電話で予約をするという方法でございました。

高知市においては、インターネットと電話の併用で予約体制を行っていたようですが、初日には電話がなかなかつながらず予約がなかなかできない、その後も非常に混乱が続いたと聞いております。本町ではそこまでの状況ではなかったということは聞いておりますが、医療機関においてもそれぞれ工夫をして取り組んでくださっていたようで、1カ所の病院では電話予約と来院予約を連番で整理券を配布して、ダブらないように工夫をし、待ち時間もそれほどなかったというふうに聞いております。

そこで、本町における予約開始日の状況をかわせみ、それから医

療機関あわせて、予約の受け付け状況と率とをお示しいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まず、予約体制につきましては、町として電話での受け付けということを基本として決めたいうえで、事前に防災行政無線で窓口での予約を避けて電話での予約に協力していただきたいということ、それから必ず予約は取れますので、慌てずに落ち着いて予約をしていただきたいという旨の防災行政無線の放送をさせていただきました。

それと、各医療機関とはそれぞれ個別に打ち合わせを事前に行いまして、体制を整えております。

電話が使えなかったりと、あと、やむを得ず窓口に来られる方ということが想定はされましたので、例えば西森医院では先ほど松浦議員おっしゃいましたが、紙での予約受け付けということも同時に並行して行う準備をしていただいたり、それからくぼたこどもクリニック、それから藤井医院については事務員が少ないということもございまして、当日、5月10日の月曜日については窓口が混雑をした場合に備えまして、応援職員を派遣する準備というものをいたしました。それから、かわせみにおきましても窓口に来られた方の対応策として玄関ホールで受け付けをできる準備も整えて当日を迎えました。

当日は電話の受け付け状況、これはかわせみ、各病院とも電話が混雑をしてつながりにくい状況ということになりました。ただ、火曜日以降はですね、高北病院以外は電話の予約は徐々に落ち着いたということを確認しております。町民の皆様には一時大分御迷惑をおかけしましたが、高北病院とも4日目の木曜日くらいからはつながりにくい状況も徐々に解消に向かったということで、全体としては大きな混乱はなかったかなというふうには考えております。

で、当日、月曜日の当日の状況ですけれども、西森医院が朝、職員等もちょっと確認をしたものがございしましたが、午前中の間は外に行列ができておったということもあっております。ただ、私が昼、確認をしたところ、昼間には解消しておったんじゃないかなというふうには思います。で、くぼたこどもクリニック、それから藤井医院については当日の朝、なお町の職員が巡回をして確認しましたが、窓口にくられる方ということとはほとんどなくて、あとかわせ

みにおきましても若干耳の不自由な方とかどうしても窓口においでの方ということが30人程度おいでましたけれども、混雑することは窓口ではなかったということ、当日の状況中心にはそういった状況でございました。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

はい、あまり高知市ほどの混乱はなかったということだと思います。今、課長からも答弁いただきましたが、斗賀野の西森医院等では電話と窓口で一つの通し番号の整理券を電話がかかってきた人に「はい、1番」で、来られたら「次、2番」というふうの一つでずっと連番で対応されていたと。で、来院された方のお話を聞くと、非常に電話よりかは直接行かれる方が結構おられたようで、西森先生のところは。ただ、そんなに混雑をして非常になったというような印象は抱いていないようで、どちらかという割合スムーズにいけたのではないかとこのように言われておりました。

それでは、そういったことを踏まえまして、3点目は、前回もお聞きをしましたが、接種における不測の事態であります。

前回の質問の折にもお聞きしましたが、今回の接種は集団接種と医療機関において実施をされておりました。そういったことから、副反応等における不測の事態、万が一にでも発生した場合の対応について、事前に想定しておくことは非常に重要なことでもあります。また、各医療機関に任せきりにするのではなく、健康福祉課が情報を共有し、備えておくことも重要であります。

1つ例を申し上げますと、先ほど事前に病院とも連携をとって打ち合わせをしておりましたということでしたが、ある所では、場所的面積的な制約があるために、接種後15分から30分の経過観察、それをどこで行ったらいいのか、どういう形にしたらいいのか、それが具体的な打ち合わせというか話が役場等とできてないということ現場の方が困っておられるという話もお聞きしました。

それはその時直接課長にもお伝えをしましたが、ぜひ、今後、一般接種に向けてそういう事が、事態がないようにこの高齢者優先接種の経験を踏まえて、しっかり、特に医療機関の方等の協力があったので、しっかり連携をとって打ち合わせをしていただきたいと思います。こういった事例も含めて、副反応等、不測の事態が発生しなかったかどうか、また、その対応についてもお聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まず、事前の打ち合わせ、接種体制に対しての打ち合わせにつきましては前回松浦議員の御指摘もあってですね、その後、15分、30分待っていただくところのどうしたらいいかということは各病院と打ち合わせをさせていただきました。

そういった中でもありましたが、副反応が出た場合どうするかということも合わせてですね、これはかわせみもそうですけれども、個別の接種、特に開業医のところ、お願いしているところにつきましてはまずは応急措置ができる体制、薬といいますか、そういうものが打てる体制を整えていただくということと、その確認。それからそういった応急措置をした場合、そこで落ち着かせてあとは救急であるとか、どこに搬送したらいいのかということもあわせて、基本的には高北病院にお願いをするという形での体制をとるということで話をさせていただきました。

これまでのところ重大な副反応があるというような報告、町内では受けてはございませんが、引き続き体制をとってあたっていくというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、1回目の接種が進んでおりまして、当然その後2回目ということで、言われておりますのがその2回目が1回目比べて副反応が出やすい、非常に熱が出たりとかそういう状況が既にあるということも聞いておりますので、1回目の今のところは問題はないでしょうけれども、ぜひそういった緊張感を持って、特に2回目が始まるころからは対応していただきたいというふうに思います。

4点目に、接種のキャンセルの取り扱いについてお伺いいたします。このキャンセルについては、報道等でもさまざまとりざたされてきて、キャンセル分のワクチンを無駄なく生かしていく、どう生かしていくのかということが議論を呼んでおります。

そこで、まず現在の接種状況の中でキャンセルの有無、そして、キャンセルがあった場合はどのように対処されたのか。また、このキャンセル分の取り扱いについて、対処方針等をつくっておられるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この接種の予約をされた方のキャンセルの対応につきましては、町としては基本的に各それぞれ予約

をされている方がおいでますが、後日予約をされた高齢者の方に連絡がつく方に病院、それから集団接種であればかわせみ、こちらのほうが連絡をして来ていただくということにしております。

それでもなお、ワクチンが余るといような状況でございましたら、健康福祉課のほうに連絡をいただいて、健康福祉課が持っているリストの中から、高齢者のリストの中から御連絡をする。それでもなお、余るという場合については健康福祉課の職員等、保健師等のリスト化をしておりますので、その職員が打つというふうな2重構えの体制でっております。

現時点でキャンセルの部分でございますけれども、集団接種、かわせみで集団接種3回やりましたけれどもキャンセルが2名おいでます。その後、問診のところで、お医者さんのところの問診のところで少しできないという方が1人おいでました。合計3名ということで、その方々に対しましては、集団接種でしたので健康福祉課のほうから高齢者のリストに載ってる方に電話をさせていただいて、全員余ることなく打ったということでございます。

各病院につきましても、それぞれ個々に逐一報告を求めているわけではございませんが、基本的な町の対処方針と。あとですね、すいません、ちょっと申し上げるのを抜かりましたけれども、高北病院と清和病院、こちらについては入院患者等で、余った場合打つという体制をとっておるといところで、そういった対応で今のところ破棄をするというか、余ったワクチンという事態は避けられております。以上、現状は以上のようなようです。

9 番（松浦隆起君）

少し、気になったので聞きますが、今、病院から逐一報告は求めてないということですが、こういうキャンセル等についての連携しつかりとったほうがいいと思いますが、その点は今どうなってますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。各病院につきましてもはワクチンが余るとい状況の中では健康福祉課に必ず連絡をしてくださいといことはお伝えを申し上げておりますので、その点で連携はとれているというふうに考えますけれども、なお、また重ねてお話もさせていただきますながら連携を深めていきたいと思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

このワクチンの接種が全国で実施されるようになりまして、このワクチン、キャンセル等も含めてそのほかの理由もありますが、廃棄をされ、無駄になってしまったという例が全国、また、この本県においても見受けられました。こういったことを防ぐためにもキャンセルの取り扱いについて、今既に担当課で工夫をしてやっただいておりますが、なお、無駄にならない仕組みといたしますか、そういうことも改めて考える必要があるのではないかと思います。今後、一般接種に移行するにあたって、非常に大事な点であるというふうに思います。

例えば、接種券と一緒にキャンセルや日程変更について、いついつまでに、接種日の何日までにお知らせくださいという内容のものを同封してはどうかと。当然、当日、急遽キャンセルということがあるわけですが、事前に日程変更であるとか、何日か前に行けなくなったということをお知らせくださいということ意識をしていただくということも大事だと思います。

また、キャンセルが出た場合に、代わりに接種をしていただく、今工夫をしてリストからというお話でありましたが、例えば、奈良県の五條市というところでは、「もったいない登録」という名称でこのキャンセルに対しての方法をとっております。これは、貴重なワクチンが無駄にすることがないようにということで、キャンセル発生時に即時案内可能な人を確保するためのワクチン接種協力者登録というものを、まあ登録者登録をしております。事前にこのコロナワクチンに対しての案内チラシの中に専用はがきを印刷をして、それに氏名、住所、生年月日、それから昼間連絡がつく電話番号で、この市は広いですので、接種会場まで何分ぐらい、何分で着けますかという項目もこの市ではつくっております。まあ、本町の場合はそういうことは必要ないと思いますが、で、実際の接種時には登録していただいた人のうち、生年月日が早い人から連絡をすると。こういった方法も非常に有効ではないかと思います。

一般接種になった場合は、高齢者の方の接種よりキャンセルの発生が多く出るのではないかと、その可能性も言われております。その意味でもしっかりと対応策を検討しておく、このキャンセル発生時に登録、接種をしてもらえる、可能な方を事前につくっておくということも必要だと思いますが、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まず、今後一般の方への接種に移行するということになりますが、まず接種券を送る際に、先ほど松浦議員おっしゃったようなチラシの中に、まずはキャンセルをできるだけ少なくするという、キャンセルがわかった場合はすぐに連絡をいただくというこの取り組みは大事だと思いますので、そういったことはやっていきたいと思います。

それから、キャンセル待ちのリストと言いますか、このキャンセルが出た時の対応については、確かにその一般の方のほうがより難しくなるというふうに考えますので、これも早急にどういうふうにしていくかということはいろいろな自治体の対応例があるというふうにも聞いておりますので、佐川町にあったやり方、これを今後考えていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

まあ、一般の接種に移行していった場合には、当然、平日等、昼間、集団接種の日でも土日でもお仕事してる方もおられる。ですからそういったときに昼間佐川町におられる方を事前に掌握しておくということは非常に大事な取り組みだと思いますので、検討していただいて、研究していただいてぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

5 点目に、65 歳以上の高齢者の今言われております、優先接種の完了の時期についてお伺いをいたしたいと思っております。先日の報道では、濱田高知県知事は、7 月末の完了を目指すと出ておりました。また、高知新聞の記事でも佐川町も7 月中に完了という表の枠内に掲載をされておりましたが、ただ、お話をお聞きしますと、医療機関での接種を希望する方がなかなかその医療機関で月内に収まりきらないと。現状ではなかなか難しいところがあるというお話でした。

そこで、現状と接種完了時期の見通しについて、その理由もあわせてお示しいただければと思います。また、実施主体は県でありますけれども、医療従事者の優先接種の接種状況もわかればお示しいただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。優先接種の 65 歳以上の方、接種完了見込みにつきましてはほぼ 7 月末で 2 回の接種が完了する見込みとなっております。ただ、先ほど松浦議員がおっしゃいましたよう

に、一部の医療機関につきましては、どうしてもやはり本人の希望等があって、遅くなってもいいからその個別の例えばかかりつけの医療機関で接種したいという方が一部おいでます。そういった方につきましては当初佐川町は個別接種を推奨するという形で進めておりましたし、そういう方も集団接種、7月にありますよということで御案内をさせていただいておりますけれども、一部どうしても先ほど申しましたように8月にどうしても2回目がかかる。あるいは2回目、1回目の接種自体も8月にという方がおいでました。

で、高北病院、特に高北病院であります。そういった方がおいでるということで、対応策がなんとか取れないかという話もさせていただいたうえで、8月の1回目に接種をされる方については高北病院の体制を拡充をして7月中旬以降になりますけれども、7月に1回目を打てるようにということで調整を今させていただいております。そういった病院との調整を含めてなんとか、1回目は7月で終わるような体制をとるという形での対応を現時点では考えております。対応をとっております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

そうすると2回接種をして完了ですので、2回接種での完了は8月になるという認識でいいですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

一部の方は8月にかかるということでございます。以上です。

9番（松浦隆起君）

はい、わかりました。

それでは、次に、6点目に、今後始まる16歳以上64歳以下のいわゆる一般の対象者の方への接種についてお伺いいたします。優先接種、まず、優先接種についてお伺いをいたします。

一般対象者の方の接種についても、基礎疾患のある方、それから60歳から64歳の方がまず優先的に接種をされると。国は、高齢者の優先接種のめどがついた自治体については、一般接種へと移行してかまわないというふうの方針を示しております。あわせて優先接種についてある一定程度自治体の裁量に任せられているのではないということも思っておりますが、例えば、高齢者の方と接する機会の多い介護関係の職員の方、ヘルパーさんやケアマネさんなどがあります。また、変異株による低年齢者への感染発生例も頻繁に報告をされるようになっており、園児や子供と接する機会の多い保育

所の職員の方、学校の職員の方も優先の対象として考えられると思います。ただ、本町の保育所や学校に勤務されている保育士さんや学校職員の方が全て佐川町在住の方というわけではありませんので、居住地において接種するという現在のルール上では、町外の保育士さんや学校の先生が佐川町でワクチン接種をするということとはできないということになっていると思います。

その点について、担当課長からも事前にお話をする中で、やはり県が旗を振って県の主導でやっていただければというお話でしたので、県議会を通じて県のワクチン接種推進室の室長の方にその確認をしていただきました。現状では、国は優先接種の対象として認めていないのでやはり難しいのではないかとというお答えがありました。

ただ、その後、国にも動きがありまして、皆さん御存じのように6月21日から、これはファイザーではなくてモデルナ社製のワクチンを使用して、企業や大学等において職域単位でワクチンの接種を開始するということが可能となりました。6月1日にはこの通達が厚生労働省から事務連絡として各都道府県、市町村におりしていることとありますが、後ほど来てるかどうかお答えいただければと思いますが。以上を踏まえれば、学校や保育所についても職域の部類で接種ができる可能性があるのではないかと思います。ただ、この職域については条件が千人以上とかそういう、現時点では話も出ておりますので、それはある一定下げるのではないかと思います。ただ、県の方も言われておりましたが、いずれそういった方向に、学校や保育所ということにもなっていくのではないだろうかというようなことも言われておりました。

以上を踏まえまして、本町においてはこういった優先順位で接種を実施するお考えなのか、お示しいただきたいと思います。あわせて先ほど言いました通達文書の件も含めて、この保育所と学校、本町在住で本町内の保育所と学校に行かれています方は佐川町の判断でできていくのではないかと思います。それを近隣と連携をしながら、せめて近隣の町村と歩調を合わせるとある一定程度カバーできるかもわかりませんが、高知市から来られてる先生方もたくさんいらっしゃいますので、その辺もあると思いますので、今の現時点でのお考えもお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この一般対象者への接種の移行と

いうところで、国が示しているその中の優先対象者というものは基礎疾患を有する者というところ。それから年齢区分では60から64歳ということ、それから合わせまして介護施設等の従事者、これは高齢者等の接種のときにあわせて高齢者と一緒に打つということの体制も佐川町ではとっておりますので、少ないかとは思いますが、例えばその残った方ですね、そういった方が国の言う優先対象者ということになってます。

松浦議員おっしゃられますように、そのほかにもやはり介護のヘルパーさんであるとか、保育士さんであるとか、学校の教員、それからさまざまなほかの業種の中でもいわゆるその密を避けられない職種、それから感染陽性になった場合いろいろな影響があるという職種の方もおいでます。国のほうでは現在、ある程度ワクチンの供給が安定的になってきたということ、一般接種に向けても安定的に供給できるのではないかという話もありますので、そういうことを受けて一定自治体の裁量にある程度任せられるような形にはなってきております。

そういった中で6月1日に事務連絡ということで、これ職域接種の通知文書が来ております。ただ、これは具体的な内容を伴っていないということ、どういう接種体制にするのか。例えば、どこが、誰が医師を派遣、やるのかとかいうところまでの内容にはなっておりません。ですので、佐川町としてもこれをどういうふうにしていくかというのはまだ具体的な内容になってからでないと検討はできないと思いますし、おそらくは大規模な企業であるとかいうところは対象にもなってくるので、まずはそれはそれとして佐川町として対応できる対応としては国が示しているその優先接種対象者以外でどうするかと、どの範囲を優先接種の対象としてするかということをもまずは考えて、その一般の接種が始まる時に基礎疾患を有する者と、方と同じタイミングで接種ができるように体制を整えて、これからそういった対象を考えていくという形になります。

で、佐川町としては現時点ではそういうような形でやっていきたいと思っておりますし、近隣の特に市町村の状況も把握をして、しながら、時期と対象者等できるだけ合わせられれば効果があると思っておりますので、そういったことも情報を入れながら今後早急に対象者を検討して実施をしていきたいというふうには考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

そうしましたら、その保育所、また学校等の職員の方についてもそういう形の優先の中で検討して近隣と連携をしていくと。で、可能であれば優先的に接種するという方向性ですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

はい、その方向で検討したいと考えております。

9 番（松浦隆起君）

それでは、優先接種についてもう 1 点。この対象となる今、課長からもお話をいただきましたが、基礎疾患のある方の掌握方法であります。

全国の自治体でもさまざま工夫をしたり苦慮しているところではありますが、ある自治体では、ちょうどこの 6 月広報に「基礎疾患を有する方の把握について」という返信用のはがきを印刷したチラシを折り込んでおります。チラシには、要件となっている基礎疾患、さまざまの症例を詳しく記載をして、マルをしていただく。で、それを返信をしていただくということで優先接種の対象としていると。で、本町においてもこういった接種予約を受け付ける前に、全体が動く前のこの優先のときにこういう取り組みをしておく必要があるのではないかと。で、基礎疾患がある方については、先行予約といった形の取り組みも必要ではないかと思っておりますが、お答えをお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この基礎疾患のある人については事前に佐川町役場ではどういった方が基礎疾患を有するかという情報はありません。で、その中でどういうふうに把握をしていくかというところでは、今現時点で考えているところではその予約の仕方にも絡んできますけれども、高齢者の方の予約については電話である意味優先で先着順という形での予約体制をとらせていただきましたが、今後その一般の方の接種に向けてはそういう形ではなくて、できるだけ公平にその基礎疾患があるという人は優先的に枠を確保できるように考えていきたいと思っております。

そういう中で、他の自治体の事例にはなりますけれども、はがきを送ったりいう取り組みをする中で、返信の中にそういうチェック項目を設けて把握をするという方法もとられているところもございます。そういった形も検討もする中でできるだけ基礎疾患がある人を優先的に接種できるように工夫を凝らした体制、対応をとってい

きたいと思っております。これから検討するところでございます。  
以上です。

9 番（松浦隆起君）

こういった形ではがきで返信してもらおうという方法がまた、本人から、御本人から自己申告をしてもらおうというのが一番間違いのない確実な方法だと。はがきで送ってもらおうという方法はアナログですけれども、これが一番間違いのないのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

次に、7点目に、一般接種に向けての予約体制について、先ほどちらっと課長からもお話がありました。まず確認をさせていただきますが、一般接種の対象者数、それから接種体制については高齢者と同じく、医療機関と集団接種の併用でいくのか教えていただきたいと思っております。で、一般接種の場合はやはり集団接種の比率が高くなるのではないかと。いうふうには個人的には考えておりますが、この点についてお聞きしたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。一般接種の対象者の人数でございますけれども、16歳から64歳というところでは約5,500人になります。で、この間と言いますか昨今12歳から接種対象をできるということになりましたので、その12歳から64歳という枠で捉えると約5,800人という形になります。

で、接種体制でございますけれども、個別と集団の併用は変わりはありませんけれども、やはり若い人とそれから高齢者についてはですね、平日働かされている、いう方もおいでということで、佐川町の場合は集団接種、土日合わせの設定をする予定になっておりますので、集団接種がメインになるであろうと。で、集団接種メインで個別接種、各医療機関の個別接種で補完をするという形の接種体制をとるということを考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい、今課長からもお話をいただきましたが、直近では12歳以上も対象にということになってまいりました。で、今朝の報道では兵庫県の神戸市では中学、高校で集団接種を行うと、学校単位で行うというような話も出ておりましたが、本町においてこの12歳以上ということが出てきた場合に、それぞれこれ希望の個別で行うのか、学校単位で行うのか、そういったことの検討というのはこれから入

っていきますでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この12歳から15歳の幅の接種をどうするかというものはまだ現時点で何も健康福祉課のほうではどういうことをするかということは当然考えておりませんが、これは学校が、例えば学校が絡んできますと教育委員会とか県も当然絡んできますので、そこは状況日々変わっておりますので、状況、日々の情報とか状況を見ながら今後は対応していきたいと思えます。以上です。

9番（松浦隆起君）

まあ、今朝このニュースの中では学校で集団で接種をする場合、接種をする子供さんと接種をしない子供さん、その間に問題が生じていけないと、その辺は細かく配慮する必要がある等の話もしておりましたので、ぜひ、この点については慎重に、また県下等連携を取りながら検討していただきたいと思えます。

それでは冒頭で、今、高齢者の優先接種の予約開始の折の状況をお聞きしましたが、先ほど課長も少しお話をくれましたが、初日はある程度電話がつながりにくい、高北病院においては少し、2、3日そういう状況であったと。で、一般接種についても同じことが想定されるのではないかと思います。高齢者接種の経験を生かして新たな予約方法、先ほど課長もおっしゃっていましたが、取り組むことも検討していいのではないかと思います。

予約方法については全国の自治体において、さまざまな工夫がなされております。その中で取り組んでみてはどうかと考えているのが、このはがきを使った郵送のものであります。今からインターネットであるとかLINEであるとかはシステム構築するのにとて間に合わないでありますので、このアナログであります、こういう案内チラシにはがきを印刷をして郵送で予約をしてもらうという方法が1つ。それから、もう一つ、ぜひこの方法を検討していただければと思えますが、それは、予約をしてもらうのではなく、あらかじめ個人別に接種日を決めて整理券を郵送して、はがきに指定した接種日が可能かどうか返信をしてもらうと。

高齢者のこの優先接種でも全国の中で多くの自治体、こういう方法をとられている自治体があつて、先ほど公平にということもありましたが、混乱することなく、また、職員の方の負担もはがきを送

ってもらっただけではなくて、もう決めてこの人は、このエリアのこの人は何日ということ、無理ですという方だけ変えていければいいということなので、負担も少し少なくなるのではないかとということでした。で、事前に先ほどお話ししました優先接種の方をまずは把握をして、先行予約という形でありますとか、その枠を切り分けてすれば可能ではないかと。で、例えば、電話の受付も行うよということであれば、地域別に予約受付日を設定をするなど、少し分散させる取り組みも検討してはどうかと思いますが、以上の点についてお考えをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この予約の方法につきましては、やはり高齢者でやった電話の先着順ということよりかはもう少し違うやり方、先ほど松浦議員おっしゃいましたはがきを活用する方法も一つであります。で、そういった先着順でない方法、また、基礎疾患等のある人の優先が確実に取れるような方法、そういったことをなかなか時間がない中ではございますけれども、この今議会終わった後、速やかに検討して決めていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

大変だと思いますが、ぜひ検討していただいて、先着順と言うか電話をした順、早い者勝ちのような形になるとどうしても混乱が生まれると思いますので、できるだけまた職員の方や病院の方の負担もかからないような方法も検討していただきたいと思います。

最後、8点目に、一般接種の時期の見通しについてお伺いいたします。現在、全国の自治体において、接種率が向上しており、一部の自治体では一般接種も既に並行して始めているというところもございます。こういった状況を受けて、国も先ほども申し上げましたが、高齢者の優先接種の完了のめどがついた自治体においては一般接種を取り組んでかまわないというふうに促しております。まだまだ、一般接種分のワクチンについては不透明な部分が多いと思いますが、現時点で本町としての一般接種のスケジュールをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この一般接種に係ります接種計画というものはこれからつくっていくという形にはなりますが、現時

点で想定をしていることを申し上げますとおおむね 65 歳以上の方、7 月末までに終わるという見込みの中で、8 月の頭からは一般接種のほうに移行していきたいというふうに考えております。あとは集団接種メインで個別接種ということになりますので、終わりのほうはまだ少しわからないところはございますけれども、あとは年内には終わるような形での接種を接種計画を立てていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

まあ、私から質問されても課長もワクチンがいつくるのかわからない状況ですから、担当課の方としても非常にスケジュールが組みにくい部分ではあると思いますが、この高齢者優先接種の経験を生かしてできるだけ速やかにワクチンの確保の状況が順次わかり次第組んでいただければと思います。

冒頭でも申し上げましたが、職員の皆さんにとってもまだまだこれからが大変な労力を要する時間が続きますし、接種に携わる現場の皆さん、直接接種をしておられる病院関係者の皆さんも気の抜けない日々が続くと思います。

しかし、まさにこの事業は町民の命を守る一大事業でございます。現場で直接接種に携わる皆さん、それからそれをサポートする、また計画を立てる職員の皆さんにはまだまだ大変な御苦労をおかけをいたしますが、町民の命を守る、この大事な取り組み、この大きな山を乗り越えていただきたいことを重ねてお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは 2 点目に、道の駅の構想、道の駅の運営についてお伺いいたします。

昨年の 3 月に基本構想、8 月には基本計画が策定され、現在、基本設計の最終の策定に向けて、今年の 1 月からワークショップが開催をされております。長年にわたって議論されてきました道の駅がいよいよ建設に向けて動きを始めております。この道の駅の取り組みについては私も前町長の時から、今、建設地となっている場所につくってはどうかという話を何度か平場でありましたがしたことがあります。ただ、そのときは公園ということで都市計画を出しているのではなかなか難しいというお話でありました。そういったことでこの道の駅の建設については賛成の立場をとってまいりました。その意味では今回の道の駅建設の計画についてもよりよいものがで

きるよう、また、やる限りでは成功するように願っている一人であります。そういった基本的スタンスを明確にした上で、質問をさせていただきたいと思います。

道の駅基本計画策定委員会の一員として、基本計画の策定に携わってまいりましたが、その中で危惧する点がいくつかございました。本日はそれらの点についてお聞きしていきたいと思います。道の駅を成功しなければならないと、そういった考えからありますので、苦言ととるか提言ととるかは執行部の皆さんの判断にお任せしたいと思います。

まず、運営主体についてお聞きをいたします。町の考え方は第3セクターとして財団を設立をして、指定管理をするということですが、このことに対しては私は一貫して反対であるということはお伝えをしてまいりました。成功させるためにはノウハウをしっかりと持った企業に指定管理なり委託をするべきだというのが私の考え方です。また、第3セクターの場合、経営が悪化したときには最終的に町が補填をしなければなりません。それも理由の一つであります。第3セクターで運営することはリスクテイクの危険性を大きくはらんでいると感じております。運営主体については今一度再検討するべきだと思いますが、まずこの点についてお考えをお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

運営法人のことにつきましては、役場内でもいろいろ協議をして専門家の方からもアドバイスをいただいて、現時点で佐川町としては第3セクターである財団法人で運営するのがいいだろうという判断をしております。松浦議員おっしゃいますように、法人、株式会社という選択肢もあろうかと思えます。全国的には株式会社に指定管理として委託をしている事例もあります。成功している事例もありますが、うまくいってない失敗してる事例もあります。株式会社だから必ず成功するというわけではありません。

いずれにしても今回、佐川町として住民の皆さんのできるだけ英知を集めてまず自分たちで経営をしていこうという思いを込めて、町が設立をする財団法人で運営をしていきたいというふうに思っております。

また、道の駅の中では利益を上げるということだけではない目的があります。公的な役割を担う、情報発信をしていく、町の魅力を発信していく、利益をあげない部分の仕事も当然ありますので、そういう意味では今回財団法人が運営をするということが最適だというふうに町としては考えております。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

町の中で自分たちで、町民の皆さんで自分たちで経営をしていくと。非常に理想的ではあると思いますが、なかなか経営はそんな甘いものではないというのが私は実感はしております。

本町は、第3セクターで「株式会社ソニア」という、その失敗という非常に苦い経験しております。この議場におります約半数ほどの議員の皆さんも直接そのことを経験しておりますし、私もその一人であります。そういった立場から言えば、ああいうことは二度とあってはならないし、同じ轍を踏んではいけないというのが個人的な考え方であります。

今回、道の駅を第3セクターで運営しようとしていることを大変危惧しております。万が一、経営がうまくいかなかった場合、税金を投入せざるを得ない第3セクター。第3セクターはそもそもそういったリスクをはらんでいるというのは皆さんも御承知だと思います。そういう大きなリスクを抱えている中で、私は、町長からさまざま理由を述べられましたが、賛成することはやはり私はできないと。町の説明、今町長からもお話がありましたが、民間企業等に委託しない理由のひとつとして、利益を上げない、非採算部門があるからだということですが、私から言えば、非採算部門を抱えながらこの間の説明では右肩上がりに利益が上がるということになってましたが、非採算部門を抱えながら最終的に利益は出していくと。これはある一定道の駅等を経営してきたりとか、そういう経営のプロの方たちでないと私は難しいと思います。で、利益が出て初めてそういう育てるということができるわけで、そういうのを抱えているから民間企業には託せない。じゃ、その民間のプロ以上の人たちが担うだけの人材がいるんだろうかということを私は非常に疑問に思っているところであります。

重ねてになりますが、それでも第3セクターにこだわる理由を教えてください。それから、もし万が一そういう事態に陥ったときの責任の所在というのを明確に示しておいていただきたいと思

ます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。まず、ソニアの件は結果として非常に残念な形になったというふうに私も認識をしております。ただ、ソニアの業態、経営収益構造ですね、これと今回経営をしていく道の駅に関しましては全く異なるということをまずお話をさせていただきます。

道の駅は今全国津々浦々自治体が設立をした財団法人、第3セクターで運営しているところも数多くありますが、ほとんどの道の駅が私が職員から説明を受けた限りでは、多くの道の駅が黒字経営で運営をできております。だから、佐川町が第3セクターで財団法人で経営しても必ず黒字になりますという説明には必ずしもなりません。人材を、この道の駅を運営をしていくしっかりとした人材を採用して計画を立てて経営をしていけば私は道の駅は必ず黒字になるというふうに考えております。初年度はなかなか簡単に黒字ということにはならないかもしれませんが、2年目、3年目という形の中で私は黒字化していくことは十分可能だというふうに思っております。

また、財団法人で第3セクターで経営をした場合の経営責任ということになりますが、責任に関してはあくまでも財団の運営にかかわっている役員、理事ですね、役員が責任をとっていくということになっています。町としましても設立をした責任という中においては、同じ経営形態で同じ経営陣の中で例えば3期連続赤字を出す、そういうことがあっては将来任すことができないという中で、しっかりと役員を選任も含めて町としてはアドバイスをしていけないといけません。一緒に相談にのっていかないといけなというふうには思っておりますが、あくまでも道の駅として赤字を出し続けた、その経営責任に関しましては財団法人の役員がしっかりと負っていくということになっています。以上です。

9番（松浦隆起君）

まあ、あの経営が始まってからののは当然経営の経営陣にも責任があると思いますが、こういった何人の声かわかりませんが、明らかに私はこれは賛成できないと、そういう中で最終的にこの財団を設立、第3セクターでという判断は執行部、町長が最終的な責任として判断するわけですね。ですから始まって経営が赤字になるとそれ

は当然経営陣のもありますが、最初の今の時点でそういう判断をしたという責任は当然町長にあると思いますが、今一度お答えいただきたい。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。設立に関しましてはやはり町が判断をして財団法人でいくということを決めることとなりますので、私の責任となります。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この点についてはまだまだたくさんあるんですが、このあと聞きたいこともありますので、質問時間も限られてますので、多分この場では到底結論は出ないと思いますから、後日、議員協議会等でまた場がもたれますので、その場にこの後は譲りたいと思います。

それでは、次にこの先日議会に対して基本設計の詳細について御説明をいただきました。その懸念点について、今のお話とつながる部分ではありますが、運営体制についてお聞きしたいと思います。

説明ではこの設立した財団の組織体制、評議会と理事会、監事を設置をしてそのもとに駅長が置かれ運営するとなっております。評議会と理事会それぞれ3名から10名、評議員、理事が構成をする。で、評議会が理事を選任し、理事会が駅長を選任するという組織体制になってると理解はしております。実質的な運営の舵取りは理事会が担い、現場の全責任は駅長が担うということになってると思っておりますが、まずこの認識で間違いないかどうか御答弁いただきたいと思っております。

副町長（中澤一眞君）

設立を考えております財団の組織体制についての御質問にお答えをいたします。お話にありましたように、これあの、一般財団法人、一般社団の法律がございまして、そういった法律の手續に基づく仕組みとして今松浦議員おっしゃられたとおりなんですけれども、ただ、設立の際に1点だけ申し上げますと、最初の設立をするときの財団の評議員、これについては一旦設立時評議員ということで設立、あの、選出をする必要があります。で、定款が認証されて初めて評議員になるというようなワンクッション置くような手續がございまして。理事についても同様でございます。

で、評議員、理事の役割については理事の選任を評議員会がやるということになりますけれども、設立時理事は設立者が設立時理事

として指名をしますので、その設立以降ですね、以降の手續として理事の選任は評議員会がやるというような流れになろうかと思えます。その中でそのお話にありました駅長の選任という意味で言いますと、これは設立後の理事会の役割になろうかというふうに考えております。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

私の認識ではこの評議員と理事、設立時、その後改めて評議員と理事を選任するということですが、そして駅長と、この方をどういう方を選任するかというのが、これ成功するかどうかの鍵になると考えております。先ほど私が申し上げたようにそういうノウハウを持った、その経験をしてきた企業に匹敵するだけの方が必要になってくると。

で、私は道の駅は営利を目的とした施設だと考えております。どれだけの人を集客し、どれだけの売り上げを上げることができるのか、そのことを追及して、そして継続的に利益を上げていかなければなりません。それと平行しながら先ほど町長が言われたような人を育てるものを育てるのも出てくるかもわかりませんが、利益が出なければそれどころではなくなるというのが逆説的に言えばそういうことになると思います。そういう意味から言ってもノウハウを持ったプロの企業に運営をしてもらおうということがやはり私は必要だと考えております。本町の場合、今の御説明でもありましたが、その代わりとなるのが評議会であり理事会、そして駅長となるわけで、その人選は道の駅の成否を決めると言っても過言ではないと思えます。

そこで、この評議員の人選は誰が行うのか、またどういった基準と方法で行うのか。それから理事の人選は評議員が決めるとなっているようですが、どういった基準で選任するのか。そして評議員、理事とも町内で人選するのか、町内外問わず人選するのか、報酬はどうなっているのかその点についてお聞きをしたいと思います。

#### 副町長（中澤一眞君）

どのように評議員、理事を選任するのかという御質問かと思えます。どのような人材をですね。

評議員というのはまさにこの行政で言えば議会に当たるようなそれに近いような立ち位置、役割を担うと思っております。設立者に代わって、その財団の設立者に代わってその意思決定を日常的に行

うと、担うということになりますので、この佐川町道の駅の目的と  
いうものを十分に理解をしていただいて、その目的に則して大所高  
所から御判断をいただける、そういう方を選びたい、選任をしたい  
と思っております。

例えばですけど、町内か町外かということございましたけれども、  
そういう役割ですので、あるいは例えば学識経験者でありますとか、  
業種を問わず企業経営の経験の豊富な方であるとか、この評議員に  
限ってはそういう意味では町内町外問わず人選をすべきではないか  
なというふうに考えています。

それから一方、理事ですけれども、これは日常のそれこそ業務執  
行を担っていただくその役員ということになりますので、こちらも  
同様に佐川町道の駅のこの目的を十分御理解をいただける方であ  
つてですね、なおかつやっぱり商品、おっしゃいましたように間違  
いなく収益を上げる部門っていうのが中心になりますので、商品の生  
産から販売あるいは観光、そういった、それから外向けのPR、営  
業的なそういった実務の業務の経験のある方、で、しかも大きな比  
較的いろんな分野にわたる組織を束ねるといいますか、役割を担  
いますので、組織運営そういったものに、まあ実務、実務に精通をさ  
れた方、そういった方にお願いができればというふうに考えており  
ます。以上でございます。

（「誰が選ぶんですか」の声あり）

失礼しました。選任は基本的に評議員、理事は先ほど申し上げま  
した設立時の手続、これは設立者がその理事、評議員の、設立時理  
事、評議員を選任をするということになります。

9 番（松浦隆起君）

そうしますと設立時の評議員と理事と、設立した後の評議員と理  
事は代わる可能性がありますか。

副町長（中澤一真君）

手続上はその間に代わることはありますけれども、一般的に設立  
者の意思をもってその役員構成を決めますので、よほどの、通常は  
ですね、設立時理事、評議員がそのまま設立時と言いますかスター  
ト地点の評議員、理事となるというのが通常であろうと思ってお  
ります。

9 番（松浦隆起君）

今、副町長から御答弁いただきましたが、それ聞くとますますそ

れだけの人が本当にどれだけいるだろうかと。で、その道のプロですよね、今の副町長のお話だと。私の中ではどうしてもその合点がいかないというか、その、ストーンと落ちないのは、利益を出ない部分を担ってもらうからとこれ再三副町長からも説明をいただいておりますが、それは指定管理なり委託をするときにそういう条件できちっと相手方とやりあえば私は問題ないことだと思います。それを理由に第3セクターというのは、なぜそういうリスクを取る、まあどちらにしても経営というのはリスクがないところには存在しませんが、明らかに税金を投入するかもしれないリスクを取るという、なぜそうするのかなというのが不思議でなりません。

その意味から言えば先ほど責任ということも言わせていただきましたが、この評議員と理事を設立者が選任するということは、町長が選ぶということですか、最終的には。ますます町長の責任がこれ重くなってくる。で、町長が選ぶと言っても町長の独断で選んでちゃんと、言い方悪いですが、適正な人を選任できるのかどうかということが当然出てくるわけで、やはりそうだと第3セクターでいいのかと、私はそこに帰着せざるを得ないと思います。これはまた後日に譲りたいと思いますが。

それで、次に駅長の選任についてお伺いしたいと思いますが、先日の議会への説明ではこの駅長については具体的に既にもう人選が進められている、そういうお話がありました。しかし、先ほどのお話の組織体制の仕組みから言えば、理事会が選任を行うとなっているという説明でありました。それが既に人選が終わっていると、この人というのは私はそれは非常におかしい話じゃないかと。私は駅長についてはぜひ全国公募をかけて広くよりよい人材を募っていただきたいと思っております。で、副町長からもその今挙がっておられる方は非常に優秀な方だというお話も先日も伺いましたが、真にこの駅長としてふさわしい方であれば、全国公募をかけたとしてもその中からもおのずと私は選ばれるのではないかというふうに思います。で、県内外問わず多くの道の駅においてこの駅長は公募によって選ばれてるところが多数ございます。

来年4月開業予定の新潟県のある道の駅においても全国を対象とした公募により、女性駅長が就任をしております。で、道の駅の運営の全権を託し、成否の鍵を握る駅長。この駅長の運営いかによって道の駅は、まあ理事も大事であります、この駅長の手腕が非

常に大きくなってくる。で、それを既に執行部の方たちで決定しているという姿は、私はずっとこの道の駅で言われているみんなでつくる道の駅、先ほども町長がみんなで経営するという話をしていたいておりましたが、実態はそうではないと言っているようなものになりかねません、これは。既に駅長も大体この人ですと。評議会も財団もできてない、評議会の評議員も選任してない、理事も選任してないそういった中でどういう権限で決まっているのかというふうに私は思います。ですから、ぜひこの駅長については全国を対象とした公募で広く、本当に託せる人というのを人選をするべきだと思いますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、質問ではないんですが、株式会社に指定管理をという話の流れの中で私は今回の道の駅、佐川町のまきのさんの道の駅さかわは結構収益が上がると思ってます。黒字化がかなり進められる、人もたくさんきて利益もかなり上げられるというふうに思ってます。で、その利益が出たときに株式会社であればその株主の財産ということになっていきますが、できるだけ利益が出たら佐川に還元したい、地元で還元をしたい、地元で雇用が生まれて従業員にも還元をしたいという思いがあります。そういうこともあって、やはり利益が出た分を外に持って行かれるのではなくて、できるだけ中に還元をしたい。佐川町内で還元したいという思いもあって、第3セクター、財団法人で挑戦したいというふうに思ってます。

先ほど駅長の話がありました。具体的に全員協議会の中でも名前をださせていただきました。現時点で私は彼の実績、彼の能力を踏まえて、設立時に理事兼駅長をやっていただく、それだけの人材だと、経験的にも年齢的にも理事であり、兼、駅長、常勤の理事として駅長の役割を務めていただくというのがいいんじゃないかというふうに考えております。

松浦議員おっしゃいますように全国公募をすれば幅広くいろいろな方を選定できるということもあろうかと思えます。観光協会でも観光協会の事務局長を全国公募したこともあります。すばらしい人が集まってきていただければ何も言うことはないんですけども、うまくいくこととうまくいかないことがあります。

ただ、今回は理事兼駅長候補として考えている人材を全国的に見

でも経験的に見ても高知県内での有数のスーパーマーケットの繁盛店をオープンから軌道に乗るまでをしっかりとコントロールした、現場で運営をしたその実績も含めてですね、道の駅設立時にはきつと佐川町のために働いてくれるというふうに信じておりますので、現時点ではそのような人材を、得がたい人材ですので、町としては配置をしていきたい、そういう方を一人の幹部として道の駅を担っていただきたいというふうに思っております。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

今の話をお聞きすると、全て町長が決めるというふうにしか私は聞こえないですね。既にもう町が決めてると。そしてそれはいかがなものかと思えますね。

それだけすばらしい方ならじゃあ理事に選任すればいいじゃないですか。それで駅長は全国公募をかけると。で、同じような、先ほど言われたお店よりもっと大型の店舗はたくさんあります。県外に。で、それだけのキャリアを持たれてる方はその方だけということではないわけで、もしそういう方が全国公募をかけていなければ兼任でも構いません。だけど、いた場合にはある意味2倍になるわけですね、力が。理事にもそういう方がおられる、駅長にもそういう方がおられる。ではなぜ、そういうことを選ばないのか。既に執行部の中で、町長の中で決めて進めてしまっている、それは私は今度からはみんなの道の駅と言ってほしくないと思えますね。町長の道の駅になりかねない。それはやはりそういう意見を聞いて、こういう議会の意見等も聞いたうえでやっぱり再検討をしていただく道をぜひ検討していただきたいというふうに思います。これも後日に譲ります。時間がありませんので。

それで、次にそのレストランの運営についてお伺いしたいと思います。これについても今までの御説明では、料理長を選任し、スタッフを地元雇用するというお話でした。しかし料理長頼みではなんらかの理由で料理長が欠けたときには立ち行かなくなるということが容易に想像できます。その意味でもテナントとしてレストランの経営のプロ、そういった方にそういったチェーン店等に委託をするべきじゃないかというふうに、これも一貫して考えております。

レストランは道の駅の成功の鍵となると、その大事なものだと思います。土日はある意味ほっておいてもお客さんが来ます。多分。平日に、落ち込む平日にどれだけコンスタントに、いわゆるわかり

やすく言うと日銭を稼いでいけるか、それがこの道の駅の命運を決すると、僕は個人的にそう考えてます。その意味でもこのレストランというのをどういう形で運営するか、どういうメニューを展開するか非常に大事になります。この点については副町長と何度か話をしておりますが、なかなか折り合いがつかない。しかし、現時点でこの私の杞憂が今現実のものになっているというふうに聞いております。ですから、改めてこのレストランの運営体制っていうのは再検討すべきだと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

お答え申し上げます。レストランについて、現状で直営にするのか、今お話でありましたように委託にするのか、今はまだ役場としては決めておりません。今、お話ございましたように考え方として直営で行う場合についてはこれまでも申し上げましたけれども、やっぱりこのまきのさんの道の駅で目指すものっていうのをもう一体を、レストランも物販もその他の機能も一体のものとしてお客様にお示しをしていくという必要があるかと思っておりますので、そういうことはやりやすいだろうというふうに思います。直営の場合は。

ただ、一方で議員お話がありましたように、その人頼みになってしまう。属人的なものでもろもろのリスクがありはしないかと、そういうことも確かにそのとおり、おっしゃるとおりだろうというふうに思います。

で、業務委託をした場合にはお話のとおり、さまざまなノウハウをお持ちの企業ということが引き受けていただければ、そういったノウハウ、それから元々お持ちの人材というのを活用できますので、そういった属人的に陥るようなリスクということは軽減をされるだろうというふうに思いますけれども、これ、もう一方で反面、先ほど町長も申しましたけど、できるだけこの道の駅の効果というのを町内に還元をする。で、これは経営的にも、例えば町内にそういう業者がいらっしゃれば、町内に、何て言いますか、そういう意味で還元をするという形になるろうかと思っておりますけれども、提供するメニュー、こういったもののメニューづくりについても町内に結果的にプラスになるようなというような、町内産をたくさん使ってやるというような方針をしっかりとその企業との間で、なんと申しますか、話を詰めておく、しっかりと、なんと申しますか、その辺の意思疎通

をやっておく、そういう必要があるんだろうなというふうに思います。

で、そういった両面ございますので、レストランについてはですね、現状白紙でございますので、今後運営団体が決まりましたら早急にその点は結論を出していきたいというふうに考えています。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

非常にこれは、レストランというのは重要な位置を占めてると思いますし、この町の特性でありますとか、そういうものをレストランのメニューでという意味もあったと思いますが、ただ、日常的には、日常のお客さんはそういうものよりかは通常のメニューを好まれる。

この道の駅がオープンするとすぐ近くには非常に有力な競合店があります。そこと競り合っていくためにはある一定程度の力を持ったレストランでないとこれは太刀打ちできないと思いますので、また改めてまた意見も申し上げたいと思います。

最後に、運営ということで、遊具の設置の部分についてお伺いをしたいと思います。この遊具の設置については集客の大事なツールになる。おもちゃ美術館もありますが、あそこは料金が発生する。で、毎回入ってくれるかと言えばなかなかそうもいかない。そういった意味合いも含めて子供さんたちがおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんを連れてきてくれるという意味合いもあって、しっかり遊具を設置をしてもらいたいということを再三申し上げてまいりました。で、担当課の方のほうでは遊具を設置したエリアをつくっていただく検討をして、今、いただいているというふうに思います。

そこで、今日はぜひ取り入れていただきたい遊具と言いますか、にお話をさせていただきたいと思います。それはインクルーシブ遊具というものでありまして、ユニバーサルと言えればわかりやすいかもわかりませんが、厳密に言うと若干考え方が違います。で、昨年3月、日本で初めてのインクルーシブパークというものが東京都にオープンをしました。で、インクルーシブという単語の意味は排除しないという意味でありまして、「仲間はずれにしない」「みんな一緒に」という意味であります。つまり、さまざまな子供さん、障害のあるなしにかかわらずみんなと一緒に遊べる遊具がインクルーシブ

遊具ということであります。この遊具は決して障害がある子供さんが遊ぶということを目的にしたものではなくて、障害のある子供も障害のない子供も垣根なく同じ遊具で同じように遊べる、それを目的としたのがこのインクルーシブというものでありまして、この遊具を設置した公園、いわゆるインクルーシブパークというのが増えつつあります。

本町では堀見町長がこの町づくりの理念にSDGsを取り入れるということで行っていただいているところでもあります。誰も取り残さない、まさにそのSDGsのゴールの中の一つにもある障害の方のそういう部分についてのまさに考え方を形にした公園がこのインクルーシブパークだと言えらると思います。全ての子供が笑顔になれる公園をこの道の駅の中にぜひつくっていただきたいと。県下の中ではまだそんなにないのではないかというふうに思います。こういうものを設置すると今までなかなか公園で遊びにくかった子供さんたちが、全ての子供さんと一緒に遊べる、あの道の駅に行くといっぱい遊べる、そういう公園をぜひつくっていただきたいというふうに思っておりますので、この取り組みについてお伺いしたいと思っております。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

松浦議員おっしゃいますようにインクルーシブという視点、考え方はすごく大切だなと思っておりますし、今後の世界の大きな一つの流れになるというふうに私も理解をしております。インクルーシブ遊具を配置した、インクルーシブパーク、パークって言えるまでになるかどうか、今後検討していかないといけないですが、すばらしい考え方だと思いますので、そのインクルーシブ遊具を設置をして、全ての方が楽しく一緒になって遊べる、そんなパークが、公園ができればいいなというふうに思っておりますので、また今後につきましてもいろいろとアドバイスをいただければというふうに思います。以上です。

9番（松浦隆起君）

はい、よろしく申し上げます。いずれにしましてもこの道の駅は多額の税金を投入して行う事業でありますので、失敗は決して許されない、そういう意味から今日は執行部の方と違う考え方ではありますが、意見を申させていただきます。運営主体については今一度

再検討をしていただくことをお願いをしましてこの質問は終わらせていただきます。

3点目に、奨学金返還支援制度の取り組みについてお伺いいたします。2019年の日本学生支援機構の発表によりますと、返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に一人が利用している計算になります。2019年度末の延滞者数は約32万7千人で、延滞債権額は約5,400億円にのぼります。延滞の主な理由は家計の収入源や支出増で延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘をされております。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2014年から実施をされております。これが奨学金返還支援制度であります。一定期間定住し、就職するなど条件を満たせば対象者の奨学金の返済を当該の自治体が支援をするもので、2020年6月現在、32府県423市町村が導入しており、直近では約700の自治体に広がっているとお聞きをしております。この制度は地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する目的として自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税措置で支援する枠組みにしております。

ただ、2020年、昨年6月にこの制度が拡充をされまして、市町村についてはこの基金設置が不要になり、国が支援する範囲も拡大をされ、対象経費の範囲が10分の5から10分の10まで拡大をし、地域によって企業の数や財政力に差があるため、国は補助割合を引き上げました。また、対象者に高校生等も追加をされ、都道府県については制度の広報経費も国の補助対象になっております。

高知県内では現在、県と4つの自治体で取り組まれております。この事業はまち・ひと・しごと創生本部が進める事業でありまして、この制度を活用することで地元で定住し、就職することを促すことにつながり、地域の活力を生むことにつながります。

この制度は各自治体が対象要件を設定するわけですが、あまり高いハードルのものにすると対象者が少なくなり、制度自体の意味をなせなくなります。県内でも実施しているある自治体、自治体名はあえて言いませんが、利用者が1人だと。それはそのハードルがあまりにも高すぎて利用したくても利用できないという状況にあるようです。

例えば、徳島県では県内で3年を超えて就業及び居住する見込み

というレベルにして門戸を大きく広げてあります。本町においてもぜひできるだけ広く門戸を開くレベルの要件を設定をしたうえで、この奨学金返還支援制度の導入を進めていただき、この佐川町に有能な青年等が帰ってこれますように、そういった取り組みをぜひお願いをしたいと思います。

以上を踏まえましてお考えをお伺いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

御質問のほうお答えさせていただきます。御質問のありました奨学金の返還支援制度につきましては、貸与型の奨学金の利用者の方の負担を軽減するということとともに将来、地域の産業の担い手になります人材の確保でありますとか定住を図ることを目的にして、日本学生支援機構の学資貸与金について返還を支援するもので、高知県内でも議員質問の中にもありましたとおり、高知県とか香南市、須崎市のほうで既に取り組みが始まっております。

支援制度につきましては御質問にもありましたとおり、2015年から実施されておりました、当初は自治体と地元企業が基金をつくるということが前提というか条件とされておりましたが、昨年からは制度のほうは拡充されまして、市町村については基金の設置は不要ということになっております。

返済について支援することにつきましては地元へのUターンのきっかけにもなり、また、定住も期待できることもありますので、町内に住所を有して現に居住するということが前提ではありますけれども、就職の要件と支援の条件について十分今後検討のうえ、本町におきましても来年度、令和4年度からの運用開始に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

県内の今4カ所以外の自治体でも今検討を進めていただいている自治体があるようで、少しそのお話を聞きますと返還額が大体平均年間20万円ぐらいではないかと。そうすると例えば、今までなら10分の5でしたが、10分の10なので対象経費として国が20万円を対象経費としてみると。その2分の1なので、10万円国が交付税措置する。で、残りの10万円を自治体が出すと。そうするともし例えば10人いたとしても年間100万円ということで、そんなに、年度でやっていくと自治体の負担もそんなにないのではないかとということで積極的に取り組みましょうという自治体もあるという話をお聞き

をしております。

特にコロナ禍の中で、特に厳しい状況の中でこの奨学金の返還と  
いうことをされてる方もおられると思います。

ぜひできるだけこの対象要件などの制度設定をしていただいて来  
年度からということをございしましたが、1日も早くこの制度を開始  
していただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わ  
らせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで50分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番、西森勝仁です。通告に従いまして一  
般質問を行います。通告では3月定例会最終日以後の議会事務局  
長人事などに関し、度重なる議長に対する暴言やはたまた、10月に  
予定されております町長選挙の立候補予定者に対する、この者に対  
する圧力などその言動について町長の真意のほどを事細かくお尋ね  
する準備を進めておったところであります。

私は以前にも申したことがあります。誰でも議員に立候補する  
には公職選挙法第10条の規定により、その町の住民でその町に住ん  
でおり、選挙権がある者でなければ立候補することができません。  
まさに議員は住民の代表であります。そして議長は議会を代表する  
者でありまして紛れもなく佐川町民の代表であります。その議長に  
対する暴言など許しがたきものでありますし、町長にしてあるまじ  
き言動であります。それに、岡村議長は年齢にしても20歳以上も年  
上の大先輩であります。町長はなんとお考えか。

ついでに言っておきますが、町長は住民の代表ではありません。  
これは公職選挙法第10条に規定があるように、町長の被選挙権は日  
本国民であり、年齢が25歳以上であれば静岡にいようと東京にいよ

うが関係ありません。要するに住民が選挙で直接雇った行政の執行権者ということだけであります。しかし、町長は絶大な権力を持ち合わせておりますので、その分責任もきっちりとってもらわなければならないという思いから、今回のこうしたことを中心にお尋ねするつもりでありましたが、懸案の1つでもありました議会事務局長人事も6月1日付で完結していることもありますし、今回はこれをあえて蒸し返してお尋ねすることはいたしません。町長の歩み寄りに対しまして敬意を表しておきます。

ただ、私の子供のころには壁に耳あり障子に目あり、こう言って言動には十分注意するように言われてきたものでありますが、私は性懲りもなく今になって後悔先に立たずの思いがしております。また、それに今の時代、言うたじゃ言わんあるいは見た見ん、こういう次元の低い話は通用しません。みんな便利な電子機器を持っています。再生すれば1も2もありません。

また、町長は以前私の質問に対し、子供のころから人ため世のためと言って育てられ、今は佐川町長として町民の幸せのために働いているという答弁がありました。その言葉に恥じることはないよう、また、その心に一点の曇りのないよう佐川町発展のために邁進していただきたいと思えます。よもや今マスコミで東大出のエリート町長の正体、こう言ってやゆされひんしゆくを買っている茨城県の城里町の上遠野修町長のように、この二の舞にならないよう願います。

はや、町民の中にはこうした、ここにありますが、こうした新聞の切り抜きを私のところに持ってきて、「こりゃあ、見てみいや、西森さん。佐川の町長も似たようなもんじゃないかよ」こういうふうに使われている始末です。この城里町というものは東京の江戸川区と交流を続けているようではありますが、江戸川区の住民がこんな町長がいる町とはもう交流はしたくない、こういうふうに使われているのであります。こうなりますと町民が恥ずかしい思いをするだけですので、どうかこういうことにならないよう十分気を付けていただきたいと思うところですが、町長、何か答弁があればお願いいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。町長の仕事をさせていただくようになりまして、7年と8カ月ほどになりました。こ

の間、西森議員おっしゃいますように一点の曇りもなく仕事をさせていただきました。これも西森議員おっしゃいますように先輩の皆さんからもいろいろと御意見、御指導もいただき、やはり仕事をするうえで謙虚に仕事に臨まないといけないなというふうに思っております。

今後もぜひ、またいろいろと御指導いただきたいというふうに思っています。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

はい。答弁をいただきましてありがとうございます。一点の曇りもないように仕事しているということですので、引き続き邁進をしていただきたいと思えます。

次に、大原建設の2件にわたる契約違反の問題ですが、これは町民の間では起こるべくして起こった問題だと言われていると思います。その原因は会社の従業員数に比べて受注件数が多いことと、また、ちまたでは運転手とヘルメットだけをつけて丸投げをしてるんじゃないかと、こういう話も聞きますが全く定かではありません。

今回、行政報告にもあったように、この工期に間に合わなかった最大の原因は人手不足、そして強化ガラスの発注がおくれたことにあります。しかし、議案説明会の際にはその一番大事な部分はず、一般論的に掘削作業の時に水が出たよと、湧水が出たのでその処理に手間取ったと、おくれたということでしたが、私は湧水の処理など工程表の一番最初の段階の作業、そして今はいいセメントもたくさんあるので水くらい、水が出たくらいでそんなおくれはすぐ挽回できる。本当の理由はほかにあるはず、こういうと本当の理由を小出しに出してくる始末。まあ、ちょっと思うにこれが堀見町政の体質じゃないかと思うところです。

起こったことはもう仕方がないので、原因をはっきり究明し、対策をこうしなければ再発防止はない。町長は指名する際に現場代理人や主任技術者あるいは人夫をどれだけ抱えているのか、こういったことをしっかり把握しているのかまずお尋ねをしてみたいと思います。

### 町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。ガラスの件が一番重たい理由だというふうにおっしゃいましたが、一つのきっかけにはなってま

すけども、それが根本的な問題だというふうには判断してません。それは後ほど担当課長から説明をさせます。入札のときにいろいろ確認をしているかということにつきましても、この件につきましては総務課長のほうから説明をさせますのでよろしくお願いいたします。以上です。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。指名するに当たりまして指名業者選定の流れということで、佐川町建設工事競争入札参加資格申請書とそれの提出済みの事業者の中から案件ごとに施工に必要な建設業法上の許可、資格を有する者を候補者としてリストアップをしております。

その申請書の書類につきましては建設の添付書類一覧表でありますとか、建設業の許可申請書でありますとか課税事業者の届け出書でありますとか、町税の完納証明書でありますとか完成工事高調書でありますとか、技術職員の略歴書でありますとか、代表者身分証明書でありますとか、経営事項審査結果通知書でありますとか必要書類の提出を受けて、それで審査してその事業者を選んでおるということになっております。以上でございます。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

それでは私のほうから工事の遅延理由について御説明をさせていただきます。

まず、今回の工事がおくれましたこと、大きく分けて次の3点を考えております。

まず1つ目に建設予定地の南側が湧水により軟弱地盤であることが判明いたしました。その対応策の検討に不測の日数を要しまして、これによりまして基礎の工事の修正がありまして、布基礎からベタ基礎への一部変更を行っております。その次に基礎工事に必要な鉄筋工や大工の職人などの手配、確保、こちらのほうに困難をきたしたというところが2点目でございます。次に1月に工事の最盛期を迎えるわけなんです、この間に大工の世話役人が体調不良で長期入院をいたしまして現場の段取り役が不在となりました。最初の工事の変更、それと基礎工事の必要な人員の手配、こちらのおくれによりまして当初、11月中旬に予定をしておりました建て方が12月末というふうになりまして、約1年半おくれしております。

3番目の理由であります1月の工事世話役人の長期入院に関しまして約、ここで工事が22%進捗が伸びたせいでこの間で約1カ月の

おくれとなっております。こうした工事のおくれの中で工事の管理に欠落が生じまして、先ほど西森議員が申しましたようにガラス製品の発注がおくれるというようなミスも重なりました、工事の期間がトータル的におくれたというふうになっております。以上でございます。

### 3 番（西森勝仁君）

ただいま担当課長のほうから指名業者の選定については基準に照らしてやっているよということでこれは了解をいたしました。しっかり今後もチェックしてやっていただくようお願いしておきます。

そして、工期のおくれにつきましては工事の修正もあり、不測の日数を要した。この不測の日数を要したというのがくせ者であります、そういう言い方しかできないと思いますので、これ以上詰めることはいたしません、職員の病気になったということもありますので、おかしい点も感じるところであります、おおむね了解としておきます。

続きましてこの大原建設というのは町長の同級生企業として町内に知らない者はいないわけでありまして。そして、堀見町長就任直後から受注件数が急増しているということでありまして。このことにつきましては平成 26 年 3 月議会で当時の岡村議員が堀見町長が就任直後に入札に出した斗賀野の町営住宅建設工事問題をただしています。

これは 3 棟発注したうち、A 棟は高橋建工が落札していますが、残り 2 棟は大原が受注をしています。これは不自然ではないかと、こういうものであります、町長答弁は全く不自然ではない、3 棟全部大原が、大原建設が受注することも当然考えられる。こういうふうにはみ返ったような答弁をしているわけでありまして。しかし、このときの落札価格は A 棟を落札した高橋建工が 2,799 万で落札率 97.2%。大原が落札した価格はこれよりも約 1% 高く、B 棟が 2,810 万、落札率 98.1%、C 棟も大原で 2,950 万、落札率 98.0% です。金額にして 162 万も高くなっているわけでありまして。これは明らかに町財政への損失ではなかろうかと思えます。不自然というよりはもうどうもきな臭いんじゃないかと思うところでありまして。町長が言うように 3 つ落札することが可能性があるとしたら安い金額で応札した高橋建工です。私が推測するには高橋建工は 1 つ落札したのであとは遠慮したのではないかとこういうふうには思います。

さらに私が思うところではどうも町長が3つ落札してもおかしくないよと、不自然じゃない、こういうふうな認識でありますから、もう既にこのあたりから周囲の業者は大原建設に対する遠慮やそんなく、これが始まっていたんではないか。それで会社の身の丈を越えた手幅にかなわないような受注過多に陥っていたのではないかとこういうふうに思うところであります。さらに、ちまたの話ではなかなか口に出しては言えないような話もあります。これはね、まるで虎の威を借りたようなもんじゃないかとこういうふうに私は思いますが、町長はこの7年、7年8カ月ですか、こういう雰囲気自ら感じたことはないのかお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。全く感じたことはありません。適正に入札は執行されていますし、私のほうで何か便宜を図ったということも一切ありません。

私と大原建設の社長は小中高の同級生でということは町民の皆さん多くの方が御存じのことだと思います。ちまたの噂という話がありましたが、8年前の選挙のときは友人として応援をしていただきました。そのほかの建設会社は皆さん相手方を応援してたんじゃないかなというふうに思います。そのときに大原建設の社長はある方から堀見を応援すると指名を外すぞということも言われたそうですけども、それでも私を応援してくれました。

ただ、私は8年前の選挙で結果が出たときに別に私を応援してようが応援してまいが、町内の建設会社に変わりありません。全ての皆さんを指名してですね、全ての皆さんに公平に入札も行ってまいりました。

憶測できっとこうじゃないかなというふうに言われると私も大変残念な気持ちになります。以上が感じていることであります。

3番（西森勝仁君）

全く感じたことはないよと、公平にやっていると、便宜を図ったこともないよとそういうことですので、ことによしあしにかかわらず、また、悪意のあるなしにかかわらず敏感な人もいますし、また、鈍感な人もいますのでこれは仕方がない。町長もこれからはしっかりアンテナを高く張って、情報をキャッチしていただきたいと思いますが、そういう姿勢はあるのかないのかお尋ねしておきます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。これまでと変わらない姿勢で臨んでいきたいと思えます。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

これまでと変わることがないようにやっていくよということですが、やっぱり嫌な情報もきちんと耳に入るようにしなければ、町長としてそれこそ先ほど言ったような二の舞になってはいけませんので、しっかりと町長の職務をしていただくようお願いしておきます。

それから、今回この2件の現場が工期までに完成できなかった、こういうことで453万1,652円、この損害賠償と4月16日から2カ月間の指名停止処分をしているわけですが、これは県下の市町村、県も含めて適正な処分と言えるのか。そして、453万1,652円の算出根拠は何なのか、きちんと説明をしていただきたい、こういうふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

### 総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。少し長くなりますけれど、その指名停止の始まった経緯のあたりから、あと、期間まで一遍に自分のほうで説明のほうさせていただきます。

まず、今回の指名停止の案件についてでありますけれど、入札参加者の指名停止に関することにつきましては佐川町契約等審議会規程において、同審議会が審議することが定めておりますけれど、佐川町ではこの指名停止措置についての要綱が定められておりませんでした。

今回の事案を受けまして、指名停止措置に関する要綱を作成し、町長までの決裁を経て令和3年4月12日に告示をいたしました。その後4月14日並びに4月15日に佐川町契約等審議会を開催し、今回の指名停止措置に関する審議を行い、4月16日に同審議会の審議結果に基づき指名停止措置を実施することを町長までの決裁を経て決定いたしました。

佐川町建設工事等請負業者指名停止要綱では今回の事案を適用する期間の開始は当該認定をした日からとなっていることから、4月16日から指名停止の期間は始まっております。

次に、指名停止期間の2カ月についてでありますけれど、先ほどの佐川町建設工事等請負業者指名停止要綱で契約違反につきましては、その期間を当該認定をした日から2週間以上4カ月以内と定め

ております。この期間を佐川町契約等審議会で審議するにあたり高知県が定めています、高知県建設工事指名停止措置要綱や高知県建設工事指名停止措置要綱の取り扱いを参考にいたしました。

高知県では高知県建設工事指名停止措置要綱で契約違反についてはその期間を当該認定をした日から4月以内と定めており、さらに高知県建設工事指名停止措置要綱の取り扱いでこの契約違反のうち、措置要件の具体例として完成期限の違反として正当な理由がなく完成期日に完成できなかったときの期間を2週間以上1月以内と定めております。

佐川町ではこの措置要綱の取り扱いのほう、措置要綱は定めましたがこの措置要綱の取り扱いを定めていないため、佐川町建設工事等請負業者指名停止要綱の運用にあたっては先ほどの高知県建設工事指名停止措置要綱の取り扱いに準じることを佐川町契約等審議会で確認のうえ、指名停止措置に関する検討を行いました。その結果としまして、今回の事故繰り越しに係る事業の2件につきましては正当な理由がなく完成期日に完成ができなかったときに該当し、補助金の減額という極めて重大な結果を生じさせたことからその責任は非常に重いものである。このことから1件につき、高知県建設工事指名停止措置要綱の取り扱いの規定の上限である1月とし、2件をあわせて2カ月の指名停止期間としたものであります。

この前に高知県のほうに高知県のほうで事例があるかという問い合わせもしましたけれど、県のほうではそういう事例はないというお話でありました。インターネット等でそのときちょっと調べておりましたけれど、そのときにインターネットで検索できた分だけではありますけれど、高知県内では平成29年度、他の市において完成期日に完成できなかった、正当な理由がなく完成期日に完成できなかったという案件がありました。その停止期間につきましては2週間となっております。同じように県外の事例においてそのとき2件しか確認をようしてなかったですけど、もう1件県外の事例において、これは県外のある県でありますけれど、そちらの県は2カ月という事例がありました。

説明は以上となります。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

私のほうから損害賠償金額の算定根拠について御説明をさせていただきます。

まず、JR 客車収容施設ほか周辺整備工事につきましては令和 2 年 9 月 11 日に議会の議決を得まして請負金額 7,359 万円で大原建設株式会社と請負契約を締結いたしました。完成の期限は令和 3 年 3 月 31 日といたしておりましたが、同日に完成しておらず検査の結果不合格としております。

損害賠償の請求につきましては契約書及び民法に基づきまして算定を行い、根拠等の考え方につきましては顧問弁護士にも相談をし確認をいたしました。

損害賠償の金額につきましては工期がおくれたことによります遅延損害金と 3 月 31 日に完成していなかったことにより県補助金の一部が減額となった。このことに対します損失額としております。

まず、遅延損害金につきましては工事請負契約書第 57 条第 5 項に基づきまして、請負金額の 7,350 万円から 3 月 31 日時点で出来高 94.24%相当の 6,335 万 413 円を差し引き、年利率 2.6%を遅延のありました 12 日分にかけたもので、この金額が 3,623 円となっております。

県補助金の損失額につきましては民法 415 条第 1 項に基づきまして年度内に完成しなかった工事費用に対します補助金相当額 185 万 5 千円となっております。この金額を合わせました 185 万円 8,623 円に加えまして、先ほどもう 1 件の事故繰り越しのありました空き家改修の工事のほうにつきましても同様の計算方法で先ほど西森議員の説明のありましたように、合計 453 万 1,652 円、こちらを損害賠償金として請求をいたしました。以上でございます。

### 3 番（西森勝仁君）

総務課長の説明によりますと、指名停止に関するこの案件に対応できる佐川町の規則がなかったので、急遽 12 日につくって告示して対応したよと。また、2 カ月というのは 1 件 1 カ月の指名停止が 2 カ所あるので 2 カ月、まあ、こういうことで、こういうことの説明がありましたのでこれは了解をいたしました。

損害賠償請求についてまあまあおおむね了解をいたしました。が、町民の間ではですね、これネットにも出ておりますので、軽すぎりやせんかよというような声も漏れ聞こえておりますが、これを改めて訂正することはないのか、公正な処分であったのか再度お尋ねをいたします。

### 町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。公正な重たい処分をしておりますので、訂正することはありません。

県内の同業他社、建設業界の方から「すごい、えらい重い措置にしたね」という驚きの声も上がるくらい、今までに例のない厳しい判断をしたというふうに思っております。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

ただいま町長から適正でかつ重い処分ということなので、それはそれとして了解いたしました。

もう少し違う角度からお尋ねをしてみたいと思います。

今回のこの契約違反はホームページでも公表されているところがありますが、これは建設工事等請負業者指名停止措置要綱、こういったものはこれで見たわけですか。これは後でつくったということをお伺いしたわけですが、今回の場合ですね、4月17日には業者主催の客車収容施設の落成が早くから予定されておったわけがあります。なぜ、落成が済んでから認定をしなかったのか。16日からだと指名停止期間中の落成とこういうことになりまして、不謹慎ではないかと。落成ってお祝いごとでありますので、これは非常に私は不謹慎じゃないかと思うわけがあります。

これでは業者はまるで褒美の休暇をもらったようなものじゃないかとも思いますがいかがなものか。それとも2カ月後に今指名競争入札を予定しているので早く終わらす必要があったのではないかと勘ぐるところでありますが、この2点合わせてお尋ねをいたします。

### 総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。2点とも同じ答えになろうかと思えますけれど、この入札につきましては毎月執り行っております。大体毎月の月末に入札を執り行っております。このこともありまして、この指名停止のこの審議につきましては迅速に行う必要があるという考えのもとからその措置要綱を告示して、それから最短の期間を経て指名停止の措置を行ったということでもあります。

先ほども申しましたように毎月指名を行っております。指名停止の審議は迅速に行う必要があるとの考えから審議を行い、4月16日から指名停止を行ったというのが内容になっております。以上でございます。

### 3 番（西森勝仁君）

ただいま総務課長からこの事象にかかわらず毎月月末には入札を行っているということで了解をいたしました。

ここで、会計課長にお尋ねをいたしますが、この損害賠償金なるものはいつ、どのような形で収納されているのかお尋ねをいたします。

会計課長（真辺美紀君）

私から西森議員の質問にお答えさせていただきます。大原建設からの入金につきましては5月の10日と5月の31日の2回にわたって、JAの指定の入金専用の口座に送金がっております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

それは差し引いたのではなくて、現金で振り込まれたとこういうことですか。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。補償のほうは今回の遅延損害金による補償の対象にならないということでしたので、別途請求をいたしまして会計のほうに振り込みをしていただきました。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

了解をいたしました。まあ、こうした事案はめったにないことでありますし、あってはならないことでありますが、当初説明があったように、本当に難易度の高い地盤対策工事が必要であったとか、本当にこういう理由で発生したものでありました時は速やかに手続が取れるわけでありますので、行政報告にもありましたように、今後は再発防止対策を徹底してもらおうということでありますので、どうかしっかりチェックをしていただきますようお願いをいたします。

次は高北病院に関する問題であります。池内局長はこの4月に局長になられたばかりでありますので困惑することもあるかと思いますが、あまり緊張せず、また、私の質問の中で人命に関する質問もありますので、わからないところはわからないで結構ですので、リラックスして御答弁を願います。

高北病院に関する問題ではこれまでもいろいろな質問が出ています。もう随分前になりますけれども、平成13年12月議会では今橋壽子議員が高北病院の赤字問題をただしております。この質問内容は高北病院の赤字を解消するためには一人でも多くの町民に高北病院を利用してもらわなければならないが、患者の声として「高北

病院へ行ったら死なされる」、この死なされるというのは本当はもっとインパクトのある過激な言葉であったと思いますが、今橋議員が本会議の一般質問で使うには非常に抵抗があるのでアレンジしてトーンダウンをして使ったものと思いますが、これはこの言葉の意味はどうも患者と医療スタッフとの信頼関係が成り立っていないため、それで高知市や土佐市の病院へ行っているのではないかということです。これを解消すれば経営は改善するのではないかとこういうふうに言っているところであります。

ちなみにこのころの赤字は平成11年度が約1億円余り、平成12年度が約2,400万円、こうなっておりました。今は最近の決算、令和元年度の決算を見てみますと約2,200万円の黒字になるにはなっておりますが、この黒字というのは今橋議員が言っていたように信頼関係が構築された結果とは言いがたく、今なお住民の不満はたくさんあります。このことにつきましては前局長にもしっかりとお伝えをしておいたとおりであります。

少し例を挙げてみますと、2、3年くらい前だったと思いますが、ハメにかまれた住民が高北病院に駆け込んだところ、対応した職員がハメにかまれた治療はできないとのことで、別の病院に行くように言われたとのことであります。それなら救急車を呼んでもらいたいという病院では救急車は呼べない。自分で呼んでくれとのことだったと、こういうふうに聞いています。なぜ、こうした緊急の場合、どうして救急車を呼ぶことができないのか、患者のため、代わって救急車を呼んでやることができないのか、そういう決まりになっているのかまずお尋ねをいたします。

病院事務局長（池内智保君）

西森議員の御質問にお答えいたします。高北病院では、現在、外科の常勤医師が不在のために、先ほど言われました2年前のママシの件につきましてはママシにかまれたときの咬傷処置ができない状況でありました。で、高吾北管内におきましては今現在もママシ咬傷処置ができない病院、できる病院がありません。管外へ搬送されております。

令和元年7月にママシにかまれて来院された方につきましては当時の対応が不十分でありまして大変御迷惑をおかけし、お詫びを申し上げたところでございました。そのとき、町広報におきまして今後ママシ咬傷処置されたときにこのように町民の方は対応してくだ

さい、当院で診察ができないことをお詫び申し上げたことでございました。

で、このマムシのときは救急車を病院が呼ばなければならなかったということでお詫びを申し上げたところでございますが、当院が救急の患者さんがおいでたときに、救急車を呼ぶかそれとも患者さんが自ら御家族さんに御連絡をして家族さんと行くかタクシーを呼ばれて行くかという判断につきましては患者さんのそのときの病状、傷の具合、自立歩行が可能であるか、それと全身にその病体が全身状態にまわっているかどうかという判断に基づいて病院が救急車を呼ぶかどうかという判断を医師のほうでしております。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

2年前のハメにかまれた事件、事故につきましては処置ができないのでそういう対応になったよと。そして今でも管内に対応できる医療機関がない。それで管外の病院に行ってもらっているということではありますが、その場合、病院が救急車を呼ぶか呼ばないかという判断というのは病院がするということではありますが、そういう決まりというのは法令的に、法令で病院が呼んじゃいかんというような決まりがあるわけではないと思いますが、そういう解釈でよろしいですか。

高北病院というのは一次救急病院でありますので、大概の人は自分で駆け込むかあるいは家族が連れて行くとか友達が連れて行くとかこんな状況が想定されると思います。まあ、状況は大体分かりました。

実は私の先輩も今年の4月3日土曜日でありましたが、土曜日の午前中ですので、お医者さんもいたのではないかと思います。飼猫に手をかまれまして血が止まらなくなりました。そして、高北病院へ一人で行ったわけではありますが、本人はこの血の止まらなくなった原因は血液さらさらの薬を高北病院でもらっているのそのせいだと思い、主治医のもとへはせ参じて行ったわけではありますが、土曜日で主治医はいない。病院のスタッフというか、病院でほかの病院へ行って診てもらおうように言われたようではありますが、本人は車に乗らないし、タクシーで行くにしてもわずかな年金暮らしです。困って同級生に電話したところ、その同級生も血液さらさらの薬を飲んで血が止まらんって、どこの病院へ連れて行ってええもんやらわからんものでありますから、とっさに高北病院の玄関で待ちよ

りやと、そこへ救急車を呼んじゃおきと、こう言って救急車を呼び、そして国立病院に搬送されたようであります。

そして、国立病院で治療してもらい、今度は国立病院から逆に高北病院の主治医宛に紹介状を書いてもらい、月曜日に高北病院に行って治療を受けたようであります。国立病院で治療が終わって、今度はその友達に迎えに来てくれということでありましたので、迎えに行きながら帰りの車の中では「三針縫うたよ」と、「血液さらさらの薬も止められた。けんどうして救急車ばあ呼んでくれんろうのう、わしら一人者はどうしたらえいろう。困ったよ」と。「今度よう聞いてもうちょいでや」とこういう話をしながら帰ったそうです。

そして、私がお話を聞いてから間もなく、4月26日、この先輩は自宅でひっそり亡くなって発見されました。これが、血液さらさらの薬がずっと止まっていたのか、そこのあたりは定かではありませんし、私も承知しておりませんが、警察の事情聴取を私も受けまして知っていることは全て話したわけであります。

ここで改めてお尋ねをいたしますが、高北病院は救急病院であります。町民はいざというときには一目散に高北病院に駆け込みたくなると、こう思うところではありますが、来ても対応できないというのなら、どうすればよいのかお尋ねをいたします。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。まずは、先ほどの猫にかまれて外来においでの方の経緯を説明させていただきます。

西森議員の言われましたとおり、4月に右手甲の外傷で来院された方がおられました。当日は土曜日で日直医は内科医師1名でありましたので、外科医がおられる病院で処置してもらったほうがよいと医師の判断でありました。看護師はまず応急処置を施し、傷口の状態及び患者さんが歩行可能な状態であったことなどから可能であれば御家族の車の手配をと患者さんをお願いをして看護師は受診できる病院を探しておりました。越知町の2つの病院に問い合わせをしましたが、診療できないということでありましたので、救急医療情報センターに問い合わせをし、土佐市と高知市の病院を紹介していただきその病院との連絡をとっておりました。ところが、その間に患者さんが連絡をしてくださった知人の方が救急車を呼び、高北病院前に救急車が到着しましたので、看護師は救急隊員に当院での患者さんの処方情報書をお渡しして市内の病院に搬送されたという

経緯でございます。患者さんは搬送先の病院で処置を受け、その日に御自宅に戻り、翌々日の月曜日からは当院を受診され、消毒や経過観察を行っておりました。

当院は救急告示病院ではありますが、救急患者さんを他院に搬送するケース、先ほど申し上げましたけれども、そういったケースは医師の専門外の診療科であり緊急を要する場合、また、高度救急で対応できない場合があります。その場合は当院で初期対応の処置を行い、対応できる病院へつなげます。救急車で搬送するかあるいは御家族の車とかタクシーで紹介する病院に行っていただくかの判断につきましては先ほど申し上げましたとおり、自立歩行ができない、移動中に急変する可能性があるなど、その病状により医師が判断いたします。今回のケースは傷口の洗浄後、ガーゼの圧迫により十分止血がされており、緊急の処置を要する状態ではなく、また、自転車で来院されており全身状態に問題がありませんでしたので、救急車での搬送という状況ではございませんでしたが、先ほど議員がおっしゃいましたように、血が止まりにくい薬を飲まれていたこともありましたので、外科医がおられる病院で処置してもらうように患者さんに御説明をしたということです。患者さんはそのとき御理解していただき、知人の方に車の手配をお願いしようと電話をしてくださったと聞いております。

高北病院は救急告示病院で公立病院であります。西森議員おっしゃられましたとおり住民の皆様は緊急時、高北病院で診てくれるだろうとそう思っておいでしてくれていることだと思います。現在、常勤医師が内科が6名、整形外科が1名、産婦人科1名で診療しております。外科、脳神経外科、循環器科、小児科については大学などからの非常勤医師による診療で毎日行っておりません。日直当直の医師の診療科以外の救急患者さんが来院された場合には、当院での診療が困難で、他院に搬送する場合があります。住民の皆様には大変御不便御迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

今後はさらに患者さんへの丁寧な説明を心がけ、皆様に信頼され、また、最良の医療が提供できますよう医師の確保が重要な課題になってきますが、職員一同最大限の努力をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

3番（西森勝仁君）

いろいろ手配をしていただいたということではありますが、こういう事案に対しましてはスピーディーに対応していただくように心がけていただきたいと思います。

これから特にハメや蜂が活発になるシーズンでもあります。街中で早朝朝4時ごろからジョギングしている人も見かけますが、この早朝車にしかれている蛇は間違いなく100%ハメであります。ハメは夜行性で街路灯などに落ちた虫を食べにくるからだそうでありまして、特に多く見かけるのは佐川印刷から大正軒あたり、そしてあそこの旧中学校付近、そして私の住んでいる伏尾団地などの辺にもしょっちゅう見かけます。ですから、朝方暗いうちジョギングしてかまれないのが不思議なくらい。こういうふうになっておりましたところ、私の友達もかまれたということでもありますので、いつ、ハメ、蜂の事故が起こるかもわかりません。

これは前に一回チラシで見たことがあります、こういうチラシをこのシーズンの内、6月7月8月、9月ごろまで、ちょっとでもいいので広報の片隅とかですね、そういったところへ載せてもらうようにしたら本人が見ていなくっても、誰か見て、そら高北行ったちいかんけもう救急車呼んでそれ早く行こうと、それだけでも随分時間が、もう1時間くらいやとすっと違うと思います。私も蜂にかまれて駆け込んだところちょうど早う来てって言うもんじゃから行ったら点滴をしてもらいました。こういうケースはやっぱり一刻を争うというか、ちょっとでも早いほうがいいと思いますので、広報などでタイムリーなPRをしてはいかなものかと思いますが、どんなお考えなのかお尋ねをいたします。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。議員おっしゃられたとおり、マムシ、この時期いろいろ事故があることかと思っておりますので、早速7月の広報にマムシかまれた時にはこういう対応をとというすぐに救急車をとという内容で載せたいと思っております。また、7月に限らず、定期的に、毎月とはいかないかもしれませんが、7月9月と広報掲載を考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

るる説明をいただきまして大体のことはわかりましたが、確かに今も言いましたように高北病院は一次救急病院でありまして、その施設もスタッフもそんなに整っている状況ではないと思っております、

今も局長から言われたように、スムーズにスピーディーに二次救急病院、まあ、三次へ行くような人はそのまま三次とかそれ以上の救急へ行く場合は現場からすぐに救急車でいきますので、そのことは高北病院の事案としては出てこないと思いますが、速やかにスピーディーに対応していただきたいと思います。

また、先ほどの答弁の中にもちょっとありましたけれども、外科医がない、こういうようなことでありますので、外科医がいなければけがにも対応できない、こういうことでありますので、けがくらい対応できないと、農作業中のけがなど、これもしょっちゅうあることです。鎌で切ったあるいは草刈り機で切った、こういうことはよくありますので、これは大変困ります。町長も病院の開設者設置者でありますので、この外科医くらいけがのちょっと縫うてくれるばあの方がするばあの方の医者か一人や二人常駐できるように、ちょっと汗をかいてもらうつもりはないのか。

こんなことでは不安だらけでありまして、世界一幸せなまちなどと言ってもほど遠い、こういうふうに思うところではありますが、町長の決意のほどありましたらちょっとお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。西森議員も副町長を8年務められておりますので、お医者さんの確保、お医者さんに来ていただくということがどれだけ難しいことかということは十分御存じだと思いますが、やはり一般外科の外科医のお医者さんが高北病院にいてくれたら大変ありがたいというふうに思っております。

これまでも和田院長と、管理者と一緒に高知大学の医局にも行きましたし、また、聖マリアンナ医科大学にもお医者さんの派遣ということでお願いに行ったこともあります。

開設者ではありますが、経営者はあくまでも管理者、和田院長でありますので、院長と、院長からお願いをされた場合とか私が医師確保に動いたほうがいい場合、いつでもおっしゃってくださいということは常日ごろお伝えしてありますので、また、一緒に連携を図りながら外科のお医者さんに来ていただけるように頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

3番（西森勝仁君）

町長、先ほど私が副町長をやっていたよと、だから知っているろうということではありますが、これはね、町長の認識不足も甚だしい。

というのはですね、高北病院は全適の病院であります。副町長は一切、指先一つ触ることはできません。関知できない。御存じだと思いますが、知らなかったらちょっと勉強してもらいたい。

まあ、医者は外科医を呼べるように努力してくれるということで、それはわかりましたけれども、よろしく願いいたします。住民が少しでも安心して暮らせるように、今お願いをしておきます。池内事務局長につきましては大変誠意の感じられる答弁をいただきましてありがとうございました。

次に、地方創生についてお尋ねをいたします。町長は平成26年12月議会で下川議員のまち・ひと・しごと創生に関する質問の答弁の中で、これは前にも言いましたけれども、佐川町にとってものすごいチャンスがやってきた、私は行政経験はないが、会社経営はやってきた。地方創生に全知全能をかけて取り組んでいきたい。そして起業家を生む起業塾の解放につなげていきたい。こういうように並々ならぬ決意を語っているところでもあります。あれから足かけ7年、地方創生の全て、この地方創生に関する冠のついた事業は全て町長のトップダウンで行われて来たのではないかと思いますが、一体いくら使ってどれだけの事業効果、これを上げているのか、あるいは上げ続けているのか、まず、町長の認識をお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。かいつまんでたくさん事業がありますので、全て私がトップダウンでやった事業ではありません。いくつかお話をさせていただきますと、自伐型林業の推進には取り組んでまいりました。おかげさまで地域おこし協力隊、基本的には年、1年当たり5人という採用をしている中で、卒業生、多くの方が個人事業主もしくは法人を立ち上げて独立をして、事業者として山の仕事に取り組んでくれております。少しずつ林業の形ができてきました。おかげさまで多くの住民の皆さん、多くの山主の皆さんにも御協力をいただいて林地の集約も確実に進んでおります。山主さんと施業の管理契約を結びまして、しっかり山の管理、山の手入れをしているという中で健全な山づくり、また、災害に強い山づくり、また、CO<sub>2</sub>の固定化を促進する山づくりということが前に進められております。

あと、ふるさと教育に係る事業も進めております。3年間かけて佐川未来学の確立、体制づくり、体系づくりをしてきました。おかげ

げさまでできあがりまして、子供たちや学校の先生、現場、また子供の保護者の皆さんにも大変喜んでいただいておりますが、多様な学び、一人一人の特性を伸ばす学び、そういうこともできております。また、佐川発明ラボの取り組みも進めてきました。その中で子供たちの創造力を育むということにもつながっております。本年、24名の放課後発明クラブという子供たちのものづくりを通じた創造力、非認知能力を伸ばしていこうという取り組みにつきましても24人の枠に46名ほどの多くの応募がありまして、全ての子供を受け入れることができないという嬉しい悲鳴も出ているところであります。

少しずつではありますが、地方創生の取り組みが面的に確実に広がっているということで、質問の回答にさせていただきたいと思っております。以上です。

### 3番（西森勝仁君）

今、個人、林家の個人事業主も増えている。そして、ふるさと教育づくりや発明ラボ、この3点について町長の力説というかそれを聞いたわけでありますが、費用対効果としてはどういうふうに認識しておられるのかお尋ねをいたします。

### 町長（堀見和道君）

地方創生事業としての費用対効果は十分出ていると思います。以上です。

### 3番（西森勝仁君）

町長のそういう認識は理解をいたしました。

ところで、ここにチーム佐川推進課からもらった資料があるわけですが、これによりますと本年度予算も含め総事業費は約4億7千万です。このうち国から交付税として算入されたものが約3億、3億弱です。そしてこの差額の1億8千万というものはこれは純然たる町民の税金ではないかと、こういうふうに思うわけですが、このうち、委託料なるものが一等最初に取り組んだ町の総合計画、これ1,300万くらいなもんですが、これに先ほど町長の説明があった発明ラボ、自伐型林業、そしてふるさと教育。この約1億2,500万くらいが委託料というようなことになっておりますので、この事業効果として町民が納得できる効果が上がっているのか。町長は十分上がっているよというようなことではあります、町民の多くはほとんどはそんなふう感じていない。全く感じていない、このような状況にあります。副町長もこと仕事に関しては何しても結

果が必要とこういう答弁をしていただいたことでもあります、この点について明解な答弁をお願いをします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。西森議員がおっしゃいました総合計画の委託とかですね、佐川発明ラボとか、林業のICT化とかですね、その事業は先駆的に攻めてくださいと、国がチャレンジしてくださいというときの交付金でしたので、10分の10交付されております。その後、集落活動センターの整備ですとかふるさと教育の推進ですとか、そこの部分で交付金が2分の1で、2分の1は町負担ということになっております。そこは10分の10出るときのその戦略と半分しか出ないときの戦略、そこは使い分けてしっかりと検討して事業化も進めてきておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。そういう意味でしっかりと費用対効果は十分出ているというふうに考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午前 11 時 59 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、1時30分まで食事のために休憩します。

休憩 正午

再開 午後 1 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、西森勝仁君、質問をしてください。

3 番（西森勝仁君）

ちょっと休憩をいたしましたので、ピンボケした感もありますけれども続けてまいります。

もらった資料によりますと、今朝、急遽ちょっと差し替えもあったわけではありますが、町の総合計画の事業費はこれを見ますと約

1,300万円ほどということではありますが、その成果品としてつくった本、これを京都の学芸出版社に頼んで製本をしまして各家庭に配った本がこれではありますが、この本代はいくらかかったのか。これはこの資料のどこに本代が載っているのか。妙に該当する項目が見当たりませんけれども。

そして、なぜまた京都の業者ということになったのか、担当職員はこんな京都の業者など知る由もないと思うところではありますが、一体誰がどれだけの部数を頼んでいくらだったのか。また、それで割ってもらいますと、1冊の単価がわかるわけではありますが、いくらになっているのか。この程度の本がなぜ地元業者に発注できなかったのかお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。みんなで作る総合計画ですね、こちらになりますけども、佐川町が2年ほどかけてですね、多くの住民の皆さんが参加をして総合計画をつくり上げました。その総合計画をつくるプロセス、考え方、そういうものを広く全国の方に知っていただくと佐川町のブランド力も上がっていきます。で、佐川町のこのつくり方をまねして今総合計画をつくっている自治体も結構実はあります。そういう多くの人目に止まるためには、せっかくここまでつくり上げたのだったら出版をしませんか、ということ委託をしてありました博報堂、イシュープラスデザインの筑さんから提案がありました。

佐川町では住民の皆さん一人一冊ずつ配布をして、今後10年間転入をして来られるであろう住民の方の数も想定をして8千冊佐川町は必要だということで印刷をしています。その中で、この印刷費もできるだけ安く抑えたい。で、なおかつ出版もして日本全国の人に見てもらおう機会もつくりたいということで、イシュープラスデザインがいろいろ全国ですね、いろんな出版社にかけあってくれました。その中で結構有名な学芸出版社がすばらしい内容なので、ぜひうちから出版をさせてほしいという提案があり、町にお渡しする8千部に関してはできるだけ印刷費を安くします。ということで学芸出版に製本印刷を頼むことにしました。

佐川町としては8千部を見積もりの中には、見積書の中には記載しておりますが、ちょっと8千部以上佐川町に少し多めに入れてくれてるんじゃないかなという、在庫の数を調べるとそういうことも

少しわかりましたが、作成費用、編集とか校正とか製本、印刷業務として500万円、およそですね、500万円を学芸出版のほうにお支払いするという形になってます。以上です。

3番（西森勝仁君）

みんなでつくる総合計画、このプロセスを知ってもらう必要もあるし、佐川のブランド力を高める必要があると。そういったことから博報堂の笥さんに頼み、笥さんというといしゅプラスデザインの笥さんでありますけれども、博報堂にはこの前聞いたときに一体いくら払ったのかと聞いたら5,700万よということでありました。この5,700万の中には当然この本代なんかは入るはずはありませんし、8千冊つくったということでもありますけれども、各家庭に配ったとして5,500くらいですか。まあ、残りが2,500ほどあるはずで。今在庫はどれぐらい残っているんです。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。本の在庫は佐川町へ納入があった分の今約3千冊在庫がございます。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

まだ3千冊も残っているということでもありますけれども、この本がどれだけのブランド力を、佐川のブランド力を高めるために役立っているのかわかりませんが、インターネットで見えますと、ふるさと納税の、あそこをのぞいてみてもこの本を売られていることが出てくる。これは、著作権はどうなっているのかよくわかりませんが、8千冊を安く納めてもうたよということですので、8千冊分が安く納めてくれた。じゃあほかにもまだあるんじゃないかと。それはどういうふうな、これがそれがネットでも売られている、売られています、この本が1,700なんぼから始まって段階的に1円、2円、100円、200円、だんだん上がっていきまして、1,700なんぼから2千円台、2,500円台、ずっといって一番高いものは7,350円で売られている。こらこんなもの買うものもおらんと思えますけれども、こらどこのさしがねですか。これ町長が細工せな、妙に、こんなもの売れるはずもないし、買う人もいないんじゃないかと思うんですが、売れりゃこりゃ全部その残りの3千冊売ってもうて資金の回収でもしたらどうですか。ちょっとお尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。販売するのはあくまでも学芸

出版になってます。で、現時点で2千冊強販売ができてるということで話を聞いてます。で、ありがたいことにですね、総務省の方から、何人かの方からお電話をいただきました。直接ですね。で、一度話を聞かせていただきたいとかですね、で、ほかの自治体、市町村からは佐川町に視察に行きたいということで結構な数視察にも来られています。7月にはまた北海道の自治体がこの総合計画とあと林業、ものづくりのことで視察に来たいということで北海道から来てくれますが、別に私がAmazon、インターネット上で1冊7千円で売らなさいとかっていうことをしているわけではなくて、恐らく、これはあくまでも推察ですが、正規のルートで購入をされた方が読み終わってからサイトで個人の判断で販売を、中古本として販売をされてるのじゃないかなというふうに思います。一時期Amazonで人気があって在庫切れといか、もうAmazonに在庫ありませんとかっていうときも実はありました。そのとき高い値段をつけて売っている人がいたということも確認をしておりますが、これはあくまでも佐川町が仕組んだ話ではなくて、買われた方がご自身の判断で売られているという状況だと判断します。推察しますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

今の町長の話聞いてみますと総務省のお墨付きをもらったり何がしの総務省からご褒美をくれるかもわかりませんが、またもらったならなんぞ行政報告でも報告があるかと思しますので、心待ちに、期待はせずして待っていますが、あんな本、こんなもんが7千円、7,350円じゃいうたら本当に買う人もどんな人が買うろうと。私もこれやったら3千ばあでもいくらでも売りたいよと思うわけでありまして。前にこんな本を作りましてね、全戸配布したところが中山博司町長のときですが、これがどんとごみ箱に出てしもうて、収集業者から苦情がきまして、今回はこれを配布したとき捨てないでくださいというチラシも入ってたと思っておりますけれども、まあ、そういう町長の自己評価なら承っておきます。

私は先ほど来、るる聞いてまいりましたけれども、町長が全知全能をかけると言っていた4億7千万円くらいの費用を使ったわりには、先ほど町長のほうから自慢できるものについては効果のあるものについては2分の1の補助金でやった集落活動センターやあったかふれあいセンター、こういったものについては私も事業効果

は認めるものでありますけれども、よくわからないところがたくさんあるわけです。その集落活動センターの人も1億5千、その私の実績があると思うのはやっぱり1億5千万くらいのもんです。事業費で。ほかにはね、なぜよこりゃというようなものもあります。

町長がしょっちゅう力説いたしますけれども、その発明ラボ、あれの作品展示も前の質問でも言いましたけども、東京やあちこちへ東京の渋谷とか銀座とかあちこちに出展をしています。そして、東京、アメリカはニューヨークまで出している。これは経費はどうなるがじゃ。博報堂が勝手に出したと。博報堂もあんなもの、あんなものとは言われません、ああいう作品をわざわざニューヨークのジャパンウィークかなんかものづくりのあれじゃったと思いますが、ただで持って行って展示してもらえるような代物なのか。その作品はどこにあるのか。現在どこにあるのか。これは町民もそう言いますし、私も見てみたいもんよと。ニューヨークまで出すような作品、見てみたい。これはぜひお願いしておきます。

こんなようなことですので、まだ私もよく調査してみなければわかりませんので、9月議会でこの再質問、これをいたします。

それにあらかじめもらった資料に変更がある場合、訂正がある場合は、特に今朝のように数字がにわかに変わるじゃいうようなときにはですね、その資料作成したときにあらかじめ、打ち合わせをしてもらいたいと思います。そうせな始まる直前に数字が何千万も変わるじゃあいうようなことはやっぱりちょっと質問者として困りますので、この点をお願いをしておきまして、今定例会での私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

2番議員の坂本です。通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に介護保険料についてお伺いたします。

（「坂本さん、2番や言うた」の声あり）

5番、5番です。失礼しました。5番の坂本です。

介護保険料についてお伺します。5月15日の高知新聞に1号被保険者の介護保険料の全国平均が6千円を超えたとの報道がありま

した。介護保険料は全国的に年々高くなっている状況があります。そんな折、佐川町では今年度、第8期介護保険料が月額200円下がるという報告がありました。

佐川町では高齢化率は上がっています。また、共生型の介護施設が新設されるなど施設も増えています。高齢者が増え施設が多くなると、一般的には介護保険料が高くなるというのが普通です。どうして介護保険料が安くなったのか、減額できたか、順にお聞きしたいと思います。

第7期、平成30年から令和2年と第8期でどう変わっているのかをまず聞きます。平成30年時点、令和3年時点で高齢者、1号被保険者数の人数、要支援・要介護認定者数、介護サービス等の受給者数の数をお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。この第7期と第8期の比較ということで、第7期について平成30年の4月時点の被保険者数等々の数字を申し上げます。平成30年4月現在の第1号被保険者数が4,935人。で、介護の要支援・要介護の認定者が980人。で、そのうちサービスを受給している方が838人となっております。それに対しまして、令和3年、この令和3年の4月の状況ですと、被保険者数、第1号被保険者数が4,953人、で、介護の認定者数が1,011人、で、サービス受給者数が870人という形になります。

で、このサービス受給者数の中身について少しお話をさせていただきますと、この令和3年と平成30年を比較しますと、サービス受給者数が38人増加をしております。ただ、要介護別に見ると、あ、ごめんなさい。32人の増加となっております。で、の中身ですけれども、要介護の、重度の要介護の4と5という方の人数については逆に17人の減少というふうなことになっております。その中身についてもあわせて補足で説明をさせていただきます。以上です。

5番（坂本玲子君）

介護保険料が下がるのは本当に素晴らしいことだと思います。介護保険料の仕組みを考えますと、私の試算では200円、1カ月下がるとことは介護給付費を約5千万円節約したということになるのではないかと。本当に素晴らしい、この5千万円減らすっていうのは大変なんですけど、その要因は一体何だと思いますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この介護保険料 200 円月額減額したということの要因につきましてはいくつかあるかと思えますけれども、やはり、この先ほど申し上げましたサービス受給者数の中での重度の要介護者、これが減少しているということが一定直接的には介護給付費の抑制につながっていると考えます。

で、さらにこの要因についてはですね、地域での百歳体操、それからふれあいサロン、こういった介護予防の取り組みに加えて、各地区にあったかふれあいセンターが整備されたということで地域での集いや訪問、あるいは相談の機能があったかに備わったということ、また、訪問介護、それから支援関係者全体で高齢者を支える、在宅で支える取り組みというものが進みまして、そういった複数の要因が重なり合っているということの成果だと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ではですね、あったかの実利用者数、それと百歳体操の実参加者数、サロン利用者数はどんなになっていますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。あったかふれあいセンターの実利用者数、これは令和 2 年度の実績ですけれども、全ての地区のあったかあわせまして 958 人となっております。で、百歳体操の実参加者数、これはおおむね約 300 人、そしてふれあいサロンの実利用者数としては 180 人という形になっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

以前ですね、私もちょっと平成 30 年度のあったか利用者数を調べたことがありまして、その時点ではまだコロナの影響がなかった時点で 4 地区で 956 人の利用がありました。そこへ佐川分がプラスになっておりますので昨年度は多分そのコロナのために利用を控えたという方がおいでて、現実的にあったかでお世話になっている人は千人を超えて 1,200、1,300 人いるんじゃないかなと。本当に高齢者の数から見ると、かなり大きな数が利用しているというふうに感じています。

高齢者の介護予防には仲間が集うところをつくり、社会参加をして孤独にならないこと、そして生きがいを持つこと、さらに適切な運動をすることが必要です。

佐川町はプールの65歳以上利用無料化やさくらスポーツクラブの展開、テニス場などの増設など高齢者の運動体験を増やすことをしてくれていますが、それも介護予防に役立っていると思いますが、その辺はどう考えておいででしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。高齢者の方のスポーツ、健康づくりを含めたスポーツの参加、これにつきましてはもちろん介護予防、健康づくりにつながっているということでそういうふうに認識をもっております。

例えば、さくらスポーツクラブの会員数については65歳以上、24人いるということも報告をいただいておりますし、プールも含めてですね、さまざまな町の施設を利用していただいで健康づくり、介護予防につなげていただいでるというふうに考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

高齢者5千人のうちの介護保険認定者は約千人、あと4千人がお元気で過ごされているということです。あつたかの利用者を見ますと千人を超えておりますので、現実的には千人を越えているだろうと。だから、そこから千人を引いてあと5千人のあと3千人をどうするかが課題だと考えます。全員は無理でしょうが、せめて50%、あと2千人あつたか利用者を増やすことを目指してやってみてはいかがでしょう。その、集うという意味で集う場所をもっと広く利用できるような活動はどうでしょうかということです。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。あつたふれあいセンターにつきましては夢まちもできて、各5地区に集う場所ができました。そういう意味におきましては65歳以上、65歳以上に限ったことではございませんけれども、多くの方にいろんな集い、今はちょっとコロナのことがありますのでなかなか集いはしづらいですけれども、いろんなアイデアを出し合いながら一つの地域の拠点というところで集いをしていただくということは、非常に健康づくり、介護予防にとっても大事だというふうに思いますので、そういう方をできるだけ増やしていきたいと考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

健康福祉課の皆さんはあつたかでさまざまな講座を開いて、介護

予防や健康増進の知識を広めています。そこで終わるのではなくて、さらに一歩進めていただきたい。例えば、きちんとした指導が必要な人を見つけて、個別指導につなげていくなどの活動ができれば健康づくりは、介護予防はもっと進むと思います。

神奈川県大和市では介護予防アンケートを実施し、65歳以上で低栄養の恐れがある人を管理栄養士が戸別訪問し、低栄養リスクが改善、病気が重症化したり要介護になったりする割合が4分の1以下になり、医療費や介護給付費が約7千万円の削減ができたとの報道がありました。

いろいろなやり方がありますが、健康福祉課としてこれからどんなことをしていくつもりなのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

あったかふれあいセンター、そして併設、あったか併設させていただいてます集落活動センター、こういった地域の拠点を核にした地域の住民の支えあい活動、こういったものが介護予防、健康づくりも含みまして、広がってその結果として先ほど申し上げましたが、あったかの利用者が増えていけばよいというふうに考えてます。

あわせて、個別のことにつきましては、介護予防、健康づくり、まずは一人一人が自分事として捉えて、また、継続して楽しく行えるということが大切だと考えてます。で、健康福祉課としては今の体制ではなかなか大幅な人員というのは割けませんけれども、地域で活動している、例えば女性のグループ、そういったものと行政としてそういったところに行政として持っている情報とかを提供させていただいて、地域、それからグループ間の連携を取り持ったりしながらですね、みんなと一緒にやって介護予防、健康づくりということを進めていきたいと、そういう意味での健康福祉課としての役割を果たしていきたいと考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当に健康福祉課の皆さんが頑張ってくださっていて、本当に手一杯の仕事をしているかと思いますが、それを進めていくのに今の人員で十分なのかどうなのか、それについてはどうでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この健康づくりの取り組みというのは行政だけでやるものではございません。そういったところで

今行政の果たす役割の中で、健康福祉課の職員として地域に入ります。具体的には保健師が1名そこに張り付いて、あつたか等の訪問をさせていただいておりますが、なかなかこの人員では十分とは言えません。で、健康福祉課としては担当する、直接の担当する職員だけでなくですね、いろんな職員おりますので、ことあるごとにあつたかと、どう言いますか、連携を取らせていただくのを大切にして活動を支援をしていきたいというふうに思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当によくやってくれているし、いろんなところで連携をしながらやってくれていると。私も現実的に考えると職員だけで改善するってということには限度があると思います。

ここずっと何年も夢まちとか元気村とかの活動を見てきました。本当にその中、そこでは本当にすばらしい活動をされていまして、そこで活動されている方は皆さん生き生きとしています。本当に楽しいってというのが彼らの感想です。ほとんどボランティアですが、楽しいのです。その活動は誰かの役に立っている、自分の世界を広げている活動です。男性だけでなく女性もたくさん参加しています。その皆さんが本当にお元気です。町長の政策として各地域に集落活動センターやあつたかを整備していただいたおかげだと感謝しています。そのせっかくつくったその場を活用する施策をどう展開していくかは町長や町職員のリードにかかっています。

今回、先ほど健康福祉課長がおっしゃいましたように、やっぱりそこに集っている集活に参加している方々、あるいは女性グループの方々を活用していただきたいと思っております。そこに集っている地域で活躍するさまざまな団体に健康づくりへの参画をお願いしてはどうかと。で、そういうことをやっていくという先ほどは意思表示でしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。地域で活躍されている女性グループ、その他、地域のいろんなボランティアで活動していただいている団体グループがごございますので、そういった方々と一緒に介護予防、健康づくりを進めていきたいと考えております。

5 番（坂本玲子君）

介護保険料が下がるということは行政が住民と手を結び、地道な

努力を続けてきた成果であります。職員の皆様の検討に本当に感謝を申し上げたいと思います。

しかし、そこでとどまるのではなく、さらに進めていただきたい。各地区には核となる組織や集落活動センターができました。各地区の福祉アクションの団体の会員数は500人を超えています。担当する職員も今のままでし不足なら増やす。そして、思い切り職員が仕事できる環境を町長にはつくっていただきたいと思いますし、町民が世界で一番幸せだと思えるには、健康年齢を上げ、介護予防、元気に過ごすことがまず必要です。住民力を活用し、行政が住民と手を取り合って、介護予防・健康増進のため頑張ってくださいと思います。

これで、1問目の質問を終了いたします。

次に、食についての質問をさせていただきます。

今から45年前、私はUターンで佐川町に帰ってきました。町職員になり、町の職員は住民のために働くことが最も大切な使命であると先輩から教えていただきました。

約30年前のことになります。平成2年、1990年、学校給食を民間委託にするという方針がそのときの町長より出されました。食は命、給食は子供の成長を守るものです。利益を追求する民間委託では食を守れないということで、学校給食、民営化反対の住民運動が立ち上がりました。町職員組合はもちろん、お母ちゃんやさまざまな団体、個人が参加しました。7,153名の署名を集め、平成2年12月議会に陳情書を提出、平成3年6月に採択され、民間委託は阻止できました。ちなみに、この署名数は佐川町では歴代トップの数ではないかと私は思っています。

その後、給食センターは守られて、佐川に赴任してきた先生方は佐川の給食はおいしいと今でも評判です。また、子供たちの残食も少ないと聞いています。給食センターの職員の方もおいしい給食を守るため頑張ってくれていることと思います。食生活改善推進協議会さくら会の方々は、だしの大切さや、新鮮な野菜、バランスの取れた食事に関して、保育園から小中学校に指導に行ってくれています。このように、佐川町では町民を上げて食を大切にしてきました。また、町長も3つのしょく、食べる食、植物の植、仕事の職を大切にすると表明しています。

さて、高北病院の給食が4月より民間委託されました。今の状況

を町長は御存じでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えします。

私が現状を知ってるのでしょうかという質問ですけども、何をどの程度知ってるのかの御質問がないので、なかなか答えることが難しいですけども、私は高北病院の開設者ではありませんけども、経営に関わることは一切しておりませんので、基本的に細かい内容については当然把握をしておりません。ただ、この場で質疑もありましたが、今年度から委託をするということ、こういう方針で委託をする、病院の考え方に基づいて委託業者にも指示を出してやっているということ、その内容に関しては話しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

委託になったので私はそのときはどんなに変わったのかなということを確認していただければよかったのかなと思いますが、実は私の聞いたところによりますと、お米はもちろん高知県産でしょうが、調理現場でカットする、カット調理する野菜はニンジンとタマネギくらいでほかの野菜や魚、肉はほとんどカットされたもの、冷凍のもの、そしてだしをとることはほとんどなく、魚粉を入れたり合わせ調味料でやっていると聞いています。これは事実でしょうか。

病院事務局長（池内智保君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。委託前も冷凍カット野菜は使用しておりましたが、坂本議員御指摘のとおり、その使用量は増えており、また、だしにつきましては委託前のじゃこだしから鰹だし粉末に変更しております。

現在、生の野菜はタマネギ、ニラ、ミツバ、モヤシ、キュウリ、トマト、カイワレ、サニーレタスなどを使用しております。カット野菜を使用する理由といたしましては、高齢化している調理員にとってたくさんの量のカット作業は重労働であり、その負担軽減と作業効率のアップ、また、調理員のフードカッターによる負傷も多く、労災防止の目的からカット野菜を導入しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

続いてもう一つ、食材の50%は地場のものを使うと表明されていましたが、それが守られているのか。また、野菜や肉、魚など冷凍のものは国産のものかどうかもお伺いします。

病院事務局長（池内智保君）

はい、お答えいたします。高知県産食材割合につきましては、4月実績で44.3%であり、50%には至っておりません。また、4月実績の産地別割合につきましては、米とお茶につきましては高知県内産100%でございます。牛乳は高知県内産、これは佐川産になりますが73.8%、県外産が26.2%でございます。野菜につきましては高知県内産が6.2%、県外が25.7%、国外が68.1%となっております。その他の食材につきましては高知県内産が19.9%、県外が68.4%、国外が11.7%となっております。肉は県外産のもの、魚は外国産のものとなっております。

全体の産地別割合が先ほど申し上げましたとおり、高知県内産が44.3%、県外産が18.7%、外国産が37%と4月実績になっております。

業務委託仕様書には高知県産食材割合は重量ベースで50%以上となるように努めることとなっておりますので、今後、先ほど申し上げました高知県産食材割合44.3%を野菜、魚など県内産を増やしていくことによって50%以上を目指すよう委託会社と協議を行い、確認を取っております。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当に50%という量さえも早くも契約と違うという状況がある。先ほど、労働者が高齢化しているので作業を減らすと、そういう理由で給食の中身を考えるらいうことは普通はありえませんが、普通はおいしい給食をするためにはどうすればいいかということをもまず考える。そういう人を雇用するというのが普通の順序でございます。で、あの理由を言われたときに私はムカッとしましたが、皆さんはどうお考えでしょうか。

実は、お野菜でもですね、高知県内は非常に野菜王国でございます。で、そういう野菜王国の高知県産が20%を切る状況。県外、国外があとの80%になっています。本当に佐川町、高知県では多くの野菜をつくっています。今、SDGsを進めることが大切だと言われていています。近くに新鮮な野菜があるのに何が悲しくて外国からの、あるいは県外からの冷凍野菜を提供しなければいけないでしょう。

私はこの状況を聞いたときに、本当におかしいな、なんか違うな、こんなことでいいはずがないと思いましたが、町長、どんなに感じましたか。この現実を聞いて。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。先ほど、病院事務局長からの話がありまして、重量ベースで50%以上となるようにという契約になってると努めなさいと。現時点で40%台、44.3%ということで、この点については改善をしていただきたいなというふうに思っております。以上です。

5番（坂本玲子君）

もちろん50%以上は出していただきたいと。で、本当にそれだけやなくて、私は聞いたときに違和感があったんですね。切る野菜がタマネギとニンジンくらいとか、本当におだしも取らないでやるっていうことのそれが食事をつくるということと言えるかというふうなところで、私はものすごく食を大切にするというところで非常にモヤモヤと感じました。

先ほど、道の駅のレストランについて松浦議員が質問をしていましたが、そのときに地場のものを使って地域の雇用を守るために直営にするんだというふうに返答されたと思います。やっぱりその病院の給食もやっぱり地場のものを使い、地域の雇用を守る、そういうためには本来直営にすべきじゃないかなと。で、そういう状況を聞きながら何も感じないのは私はちょっと違うかなと思います。まあこの契約は前事務局長が結んだものですので、現事務局長を責めているのではありません。この実情を知って、そのままでいいと考えているのか、これで食は守られると考えるのか、その辺のお気持ちを伺います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。カット野菜を導入をすることによって作業効率がアップすると申し上げました。この、作業効率をアップした部分を手厚く細かく対応すべきところへ対応したいということでカット野菜を導入しております。食事は疾病治療と療養上の効果を高めるために大変重要でありますことは病院職員全て認識しております。患者さんの病態に応じた食事形態や減塩食、透析食などきめ細かく対応する必要があります。献立の栄養価は非常に重要な数値ではありますが、患者さんに完食していただかなければ栄養価の意味はなしません。いかに患者さんに食べていただくか、食べていただいてこそ栄養と考えております。

患者さんの飲み込む力に応じてこれまでも軟砕食、刻み食、ミキ

サー食など対応してまいりましたが、この4月から新たにムース食を取り入れ、嚥下機能が低下はしているけれども食べ物を押しつぶす力がある方の、その方にとって食べやすい食事を提供するということが可能になりました。そのムース食、つくるのにも時間と手間はかかります。ただ、その効率化できた時間をそっちへ回して患者さんのためにというところも御理解いただきたいと思います。

味、栄養価だけでなく盛り付けにもしっかりと配慮され、また、毎月イベント食を取り入れるなどしまして、入院患者さんが御食事を楽しみになれるよう創意工夫をしておる次第であります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

手厚くするための導入、ムース食をつくるんだと、で、このために今までは全部だしをとって野菜を洗ってカットしてやってたのが、このムース食のだけのためにそんなに人がかかるのかってというのは私はちょっと理解ができません。

じゃあ、もう1点、委託することでどれぐらい経費削減になるのかまずお伺いします。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。経費の分では言わせていただきましたら、経費削減にはなっておりません。

給食業務を委託することにより不要となる調理員の人件費、食料費と必要となる委託料を比較した結果は1,100万ほど費用が増加しております。しかし、給食業務を委託することで管理栄養士2名が本来の業務である入院と外来の栄養食事指導など多く行える体制ができ、患者さんの療養に必要な栄養指導をしっかりと行う事ができ、それに対する診療報酬が約500万円年間で増額する見込みでございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

変な話を聞きますが、栄養指導が必要だったら患者さんへの、栄養士を雇えばいいだけの話で、それは委託を正当化する理由にはならないんじゃないかと。

例えばこれを1,100万円余分について500万入が増えたと、そしてたら600万も余計お金がいつている状況ですよ。600万あれば栄養士を雇うこともできますので、本当にそういうことではないと。本当にその調理員の高齢化とってっていうのは、今現実的に働いてくださっている方が高齢になっているということは私も存じています。

これは病院が食をおろそかにしてると。そのために必要な職員を計画的に正規職員として雇ってこなかったことが原因やないかと。

それについてはどのように思いますか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。給食業務を委託するに至った経緯につきましては経費削減のためということではなく、近年の調理員の補充ができていく状況の中で、業務量に応じた人員体制で効率的、正確、かつ迅速に、また、災害時などの緊急対応を適切に行い、持続可能な給食業務を提供するためにということで、業務委託が必要だと判断してこの4月から始まったこととございます。

確かに、今まで、去年度まで直営で頑張ってまいりましたが、院内でもいろいろ検討した結果、今まで正職員が1名退職した後、正職員を雇用できなかった、また、会計年度職員、臨時職員も募集をずっと続けて来たけれども採用できなかった病院の、努力はしてきたけれども、ここまでが限界だという判断で委託にしたところとございます。

坂本議員御指摘いただいたこの早い段階で4月、5月、2カ月だけのときに御質問いただいて、改善すべき点は改善できるよいタイミングだと思っております。真面目に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当に、責めるようではないです。そういうことではなくてやっぱりきちっと正職員を雇わないことがその事業を継続できないことにつながって、条件も本当に正職員で去年か一昨年かですかね、保育の調理の募集をしたときもなかなか募集に人がなかったというふうな、本当に調理の現場は大変な仕事ですので、きちっと雇わない、安く雇おうとしたときにはなかなかそんな人は集まらないのは当然です。やっぱりその食をどれぐらい大事にするかという思いがどれだけあるかということでその形態が決まってくるのではないかと私は思っています。

いろんなところで入院されていた複数の方は高北病院の給食はおいしかったと、どこそこの病院の給食はまずいとかっていうお話がよくあります。近年民間委託が進んでそういうところの給食は評判が悪い傾向にあります。また、経費削減のため委託したが、かえって経費が増加したなどの声もあります。

新しい事務局長になりました。契約がありますから、すぐに変更するのは難しいと思います。しかし、食は命です。ただ、栄養が足りてるとか、塩分濃度がいいとか、カロリーがどうか、おなかが張るとかそのレベルでは考えてはいけないと思います。例えば、私が聞いたところによると、ほとんどの調理が合わせ調味料を使ってやっているというふうに聞きました。で、それ先ほどそういうことですっということでしたが、その成分表をご覧になったことはありませんか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。私自身は成分表を見たことはございません。ただ、月に2回、委託会社の栄養士とこちらの2名の管理栄養士が給食検討会を月2回行っております。その場において献立のいろいろな検討はされております。また、毎月、医者と看護師、管理栄養士、事務局側、そして向こうの委託会社の代表者入りまして食事、患者さんの食事に具体的については話し合いが行われております。

給食業務をスタートして2カ月経過しましたがけれども、特に4月のスタート時においては患者さんからの給食に対する御意見、御感想を特に注意してお聞きをして、その評価もいただいております。順調にそういった皆さんのお声と会の中で委託会社の方といろいろなやり取りをした中では、順調にスタートをしていたと私は考えておりました。

ただ、今回この50%、県内産食材割合が超えていないことであったり、国外のものが極めて野菜については多いこと、これについては直ちに直視して改正するように、よいほうに改善するように委託会社と話をしております。以上です。

5番（坂本玲子君）

その病院で使っているという合わせ調味料、だしや魚粉、私はいろんなお店で合わせ調味料やだしの顆粒の成分表を見ました。ほとんどのものは後ろのほうに調味料（アミノ酸等）というのが書かれています。普通、お味噌とか醤油とかお塩とかにはそんなものが入ってなくて、その合わせ調味料っていうのはそういうアミノ酸等が入っているものが多い。

で、だしにつきましては非常に興味深い研究がありまして、家庭栄養研究会編集委員会の発表では天然だしには驚きの効果があり、心穏やかで疲れにくい体になるというふうな発表もあります。とこ

ろが、調味料（アミノ酸等）とあるのはこの多くがグルタミン酸ソーダ、グルタミン酸ナトリウムですが、大量摂取すると頭痛などの神経毒性症状を引き起こす、中華料理店症候群の原因物質として以前から知られています。また、高温で熱すると発がん性物質を生じることが動物実験で確認されています。さらに問題はこの調味料アミノ酸等の味に慣れてしまうと、本来の味がわからなくなってしまう。また、脳にダメージを与える、会話能力が低下するとも言われています。調味料だけでもこんなに大いに問題があります。

これを聞いて病気の人が食べる病院の給食、その調味料が今のままで良いと思いますか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。粉末だしについては私も管理栄養士、それから委託会社のほうにも問い合わせをいたしました。

粉末だしを使用するように4月からなりましたが、ただ、当院で使用しているもの、粉末だしにはいろいろございますが、当院で使用しているものはその中でも原料にはこだわっているものだと聞きました。かつおぶし粉末や昆布エキスが多く含まれたものを取り入れているということです。ただ、確かに含有量は少ないのを使っていますが、含有量は少ないですがアミノ酸は含まれております。

ただ、アミノ酸は、私も勉強不足ですみません。アミノ酸はタンパク質の主な構成要素であり、人の体づくりにも大きくかかわるもので、決して体に悪いものではないと認識しております。ただ、坂本議員おっしゃいましたように過剰摂取しますと、体内に余ったアミノ酸が分解されて尿として体外に排出されますので、腎臓に負担をかける恐れがあると思います。ただ、そこは栄養士はしっかり計算をして患者様にお食事を提供しておりますので、その心配は決してないと伺っております。以上です。

5番（坂本玲子君）

量は少ないけれども、ほとんどのものにアミノ酸が含まれていると。で、それは今のところそれに病気になるほどの問題ではないというお返事やったと思いますが、医食同源と言われていています。病気の方にとっておいしい食事は元気になるもとになります。食の文化を無視し、ただ効率ともうけの対象とする民間委託でいいわけがありません。さらには経費削減にもならない民間委託。委託先の給食がどういうものなのか、患者さんの感想はどうか、健康にとってど

うか、食は守られているか、しっかり考えて民間委託を撤回し、病院の直接運営で給食づくりをしていただきたいと思います。

本当に今、委託したばかりですので、すぐに結論を出すのは難しいかと思います。そういう意味ではやっぱり食についてもっと関心をもっていただいて、研究もしていただいて、本当に大丈夫なのかというふうな、その、委託のままでもしいくのならそういうふうなところももちろん改善しなければいけませんし、今の委託のままで本当に食は守れないと思ったらやっぱり変えていく勇気をもたなければいけないと思いますが、その辺についてはどんなにお考えでしょうか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。スタートしてまだ2カ月たった段階ですので、今委託をやめて直営に戻すということは申し上げられません。私としましては、委託会社と綿密に連絡を取り合い協議しながら、患者さん第一に食事のことを考えていくのは当たり前のことです。今後、改善すべきは改善して、患者さん第一でやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

5番（坂本玲子君）

もちろん今すぐに委託をどうするかこうするかっていうことは決められないんじゃないかと。けれども、そういう選択肢もあるんだという中で、よりよく今の委託をよりよく改善していきながら、やっぱりどうしても無理やなと思うときにはその選択肢があるんだよというふうなところも据え置いた中で、これから1年間2年間考えながら検討していくというふうに捉えてよろしいですか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。食事は治療と療養に大変重要であるということとはしっかり認識しておりますので、改善しながら今の委託の食事の中で最善を尽くします。

今後も安全で満足される食事の提供に力を尽くしてまいりますので、なにとぞ給食委託、御理解いただきますことをお願い申し上げます。以上です。

5番（坂本玲子君）

すみません、私は民間委託についての民間委託の是非についても検討の中の要因として考えるのかどうなのかということをお聞きしました。

病院事務局長（池内智保君）

今現在、患者さんの評価はおいしいと言うていただいております。ただ、今後、委託を続けていく中で、患者さんにとってこれはいけない、マイナスだということが大きく出ていけば、当然考え直すこともあるかと思いますが、今はすみません、このままやらさせていただきます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、しっかり今からの状況を見ながら、その、そういう委託がよりいいものになるような努力をされることでしょうし、それがどうしても患者のためによくなければそのことも民間委託をしないという選択もあるんだという思いの中で、ぜひ頑張っていたきたいと。

以前、その学校給食の問題が起こったときに、本当に住民の方がそれを知ると本当に今回の場合も、私聞いたときに「こんな、なに」と思いました。で、本当にそういうことを知ったときに住民の方はどう考えるんだろうと。それを思うたときに病院が自らその質について、中身について考えて、よりよい方向を考えていくというのは当然のことだと思いますし、頑張っていたきたいと思います。

次に、共生施設の食についてお伺いします。共生型の介護施設が昨年佐川町にできました。これは社協が運営しています。介護の必要な方だけでなく、障害者、障害児者も受け入れていただける施設で、障害児者の利用も進んでいるように聞いています。保護者の方からは利用できる施設ができて喜びの声が届いています。

ところが、私はそこの施設見学でびっくりしたことは食事の提供です。一番最初に行ったときにはご飯は施設で炊くが、冷凍の調理済みのおかずを温めて提供するというのを聞いてびっくりしました。今は、町内の業者の調理済みのおかずを利用していると聞いていますが、これでいいですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この、共生型施設、ぷらっとホームさかわの食事の提供につきましては、朝食は職員により自炊、それから昼食、夕食これについてはご飯、お味噌汁は自炊をしておかずについては町内の業者から外注をして惣菜を取り寄せているということでございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、食事っていうのを私はとても大事なものだと思っています。もし、本当にできたら、施設で食事をつくっていただきたい。もし施設で食事をつくるとすると、それを食べる人の顔が見えます。入所者もその仕事の一環を担えますし、利用者は食事の準備を手伝うことで本当に生きがいも出てくるんじゃないかと。人はただ食べればよいというのではない、生きている限り誰かの役に立っている、何か自分の仕事があるっていうのが生きがいにつながります。そういうふうに自分が役割をもし担うことができたら、食事をもっとおいしくなるんじゃないかなと。

この施設は町立ではありませんので、直接的には関与できないかと思いますが、ある意味町立に準拠した施設です。町が社協と話合ってよりよく改善する食事を自分のところで作るということは可能と思いますが、その辺はどうでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この施設の運営は社会福祉協議会ということで、社会福祉協議会の施設の運営との中で考えていくことになろうと思います。で、もちろん介護サービスというものは直接的な介護サービス以外に受け入れている高齢者の方の幸せということがありますので、そういったこと全体の中で質の向上ということを社協としても考えていただきたい。もちろん考えていただいているというふうに思いますので、その施設の対応を見ていきたいと思えます。以上です。

5番（坂本玲子君）

先ほど来言っておりましたが、食は命です。私の知り合いが民間の老人ホームに入所しています。その方の不満は食事です。そこは冷凍の弁当を温めて提供しています。

私はどうしても必要、自分が必要なときはスーパーでお弁当を買うことがたまにありますけれども、一度食べると続けて食べたいと思ったことはありません。何でもいから自分でつくったものを食べたいと思います。男性の方々もお弁当を食べることはあると思いますが、それが毎日、毎食、何年でも食べたいと思うのでしょうか。きっと弁当ばかりでは嫌だと思える方が多いと思います。

入院中の方は元気になって社会復帰を目指している人たちです。介護施設に入所されている方たちは自分の終盤を迎える方々です。その方々の一番の楽しみは食事ではないでしょうか。自分で自分の

思うようにできなくなったとき、せめて豊かな食生活を提供することで幸せを感じてもらいたいと思います。そういう食を提供できるように町としてしていただきたいと思いますが、町長その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。その、私が答えるのがなかなか難しい質問でありますので、まず、高北病院に対しては議会で坂本議員からこういう御質問、こういう提言もありましたということは私の責任においてですね、管理者である院長に直接お伝えはしたいと思います。その上で病院のほうでいろいろと考えて今後の実施につなげていくんだらうなというふうに思います。

町内の介護事業者も町の介護サービスを受けながらそれぞれ運営しているという中で、入所者、佐川町民の割合が大変多くあります。佐川町民であれ、町民でなくても入所者の健康を第一に考えて食事は提供してほしいというふうに私は思っております。ただ、それぞれの施設、それぞれの経営者がいて考えがあってやられることですので、私としては町民の幸せを考えてほしいというふうに思いますけども、それぞれの経営者が判断したことを私としては尊重をしたというふうには思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

3つのしょくを大事にする佐川町ですので、本当にそれを願うわけですが、まあ、自分、佐川、行政が直接的にやる部分と民間がやる部分では違うと思いますけれども、やっぱり本当に大事にするっていうことを貫きながら、よりいい方向に進んでいってほしいと思います。

続きまして、コロナワクチンの件についてお伺いします。今朝ほど松浦議員がかなり詳しくお聞きになりましたので、私はその保育所とか学校職員等へのワクチンの優先接種をということでお話させていただきます。

昨年度、コロナで緊急事態宣言が出されたとき、学校は休校となりましたが、保育所はほぼ平常どおり開園し、働く人たちを後方から守りました。その後、学校も基本的には休校をしない方向でやっていると理解をしています。コロナの接種が始まり、医療従事者が優先的に接種しました。これは国民誰もが納得する方針だと思います。その後、65歳以上を対象とした接種が始まりました。次に、60

から64歳と基礎疾患のある方、介護施設職員などが優先的に接種されると聞いています。

佐川町では大きな混乱もなく着々と接種や予約が進んでいると聞いています。行政と医療機関との見事な連携ができていることに感謝しますし、スムーズに接種が進むことはみんなの安心につながることを期待をしています。佐川町ではいままでに高校や小中学校保育所でのコロナの感染のクラスターの発生はまだありません。これは現場の先生方が細心の注意を払って頑張ってくれているおかげだと思っています。

最近の高知県のコロナの発生状況を見てみますと、低年齢化が進み、先日は須崎市の保育所でのコロナ患者が発生という報道がありました。また、高校などでも発生が報道されています。特に、保育所に関して言えば密を避けることが基本的に困難な職場です。また、閉園されると多くの保護者が困ります。

国の方針では保育所職員のワクチン接種は優先されていません。しかし、先日の高知新聞には河野ワクチン接種大臣が自治体ごとに優先接種を決めるのは構わないという報道がありました。もし、保育者がコロナにかかった場合、保育園児にうつす可能性がありますし、休園になる可能性もあります。16歳以下の子供はワクチン接種の対象になっておりません。一旦子供がウイルスを持ち帰ると、家族中が感染の危険にさらされます。子供を守るために、また、保護者、保護者の労働を守るためにも保育所職員の優先的なワクチン接種が必須でないかと考えます。ワクチン接種は自治体の裁量で優先順位を変えられるのではないのでしょうか。保育所職員の優先接種は町民の理解が得られる当然の行為だと思いますが、私も町民の方の意見を聞きました。どの方もそれは当然だと答えました。「保育が休園になったら仕事に行けなくて困る」とか、「職員が感染して子供にうつっても困る」などの声がありました。保育所職員の優先接種をして、保育所を子供や親を守っていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。松浦議員の御質問のときにも少し健康福祉課長のほうから説明がありましたが、現時点でいろいろ検討しております。で、この議会終了後速やかに町として決定をして住民の皆さんにお伝えをしたいというふうに今準備を本当に進

めてるところであります。現時点で私の考えですけれども、保育所職員は優先接種をさせてあげたいというふうに思って候補者の中に、候補のリストの中には挙げております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、そういうふうにしていただきたいし、また私は今保育所のことを言いましたけれども、小中学校でも同じ状況です。昨年度、全国一斉休校になりました。その期間保護者の方々は大変な思いをされました。また、子供たちも学校に行けなくてつらい思いをしました。勉強がおくれ、そのおくれを取り戻すために夏休みを短くしました。

今後、学校でのクラスター発生はかなりの確率で起こりうると予想されます。学校を休校にしないため、子供たちの感染リスクを下げるため、保育所と同様、小中学校職員へのワクチンの優先接種、小中学校だけではありません、児童福祉施設の職員あるいは障害児施設の職員なども大勢の方たちを預かる施設などもぜひ優先的にやっていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。小中学校の職員の方、また障害支援、就労の支援施設、またあとさくらの森学園等ですね、優先接種をさせてあげたいということでリストアップはもうしております。ただ、最終的にはこの6月議会定例後に決定をして案内をするという準備をしております。また、スクールバス、通学のバスの運転手含めて公共交通の運転を担っている方も優先的に接種をさせてあげたほうがいいんじゃないかとかですね、今、最終的にはリスト、候補を挙げてですね、町全体で、町執行部の中で協議をして決定をしたいというふうに思っております。

現時点では保育所、小中学校、障害の施設ですね、就労支援施設等もできれば優先接種ということでさせてあげたいなというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当によろしく申し上げます。

そんな中で、この前町長がいろんな報道でどっかの町長が優先接種をしたということで批判を受けていました。それを受けて、この前町長が「僕は先に接種はしません」と言われていました。でも私は町行政の方向を決めてしっかりとリードしなくてはいけない立場、

また多くの方々に会う必要がある町長が優先的に接種することは当然ではないかと考えますし、また、接種のお世話をしてくださる町職員の方々もぜひ優先的に接種するのが必要じゃないかなと考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。坂本議員からそのようにおっしゃっていただけることは大変ありがたいなというふうに思いますが、今回、私の接種につきましてはほかの住民と同じように私の年齢で最終の一般接種になりますけども、その枠で接種をしたいというふうに思っております。それまではしっかり自分自身の危機管理を行ってですね、感染をしないという対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

職員に関しては集団接種の中でキャンセルが急に出て、キャンセルのリスト、連絡先をリスト化しておりますけども、それでも対応できない場合があったときには保健師等、ワクチン接種に回数多く従事する職員がいますので、そういう職員に関してはキャンセル出た場合に接種をするという次のリストとしても考えておりますので、そういう中で適切に公平公正にワクチン接種を進めていきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当にお世話になってますし、接種を本当にスムーズにやっていただけることで、町民全体に安心安全が広がると、本当に感謝をしています。

で、これ通告になかったのでもし答えられなければかまいませんが、実は私いろんな会にこのごろ二酸化炭素の測定器っていうのを持って行っています。で、ppmでそのときのその会場の二酸化炭素の濃度がわかるわけなんですけど、それによって換気のスピードが、換気をいつどれぐらいしたらいいかというのが数値的にわかります。で、本当にこういう議会の場でもいろんなほかの会合の場でも「あ、ちょっと開ければこんなに違うんやね」とか、「あ、これぐらいやったら大丈夫なんだね」というふうなことが数値でわかりますので、非常に役に立っています。ほいで、もし数値が一定以上上がれば「こうこうやから扉を開けてください」ということも科学的な根拠をもとに言えますので、非常に役に立っています。私はネットで買まして6千円くらいで1台買えます。そんなに高いものではないので、

ぜひそういう会合なんかが多いときにはそういうものも活用してやったらどうかと思いますが、その辺もしお答えできるやったらしていただけたらと。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。いや、坂本議員さすがだなあと思って見てました。金曜日の行政報告のとき私はマスクをしてしゃべってしまいましたが、もうこの中は二酸化炭素濃度充満してたんじゃないかなというふうに思ってます。本当に息苦しい中で行政報告しましたが、町としましてもやはり換気を適切に行って大勢の人が集まる会議とかイベントは対応していかなければいけないというふうに思いますので、導入も含めて検討させていただきたいというふうに思いました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、放課後デイの改善をということで質問をさせていただきます。放課後等デイサービスについて質問をしますが、それとほとんど同じサービスを提供している日中支援サービスも同時にお伺いします。

佐川町でも障害児の放課後や休日を支える放課後等デイサービスの施設が増えました。利用の選択肢が増えたことを保護者は歓迎をしていますし、昨年できました共生施設のぷらっとホームはショートステイもできますので本当に障害児者ともに利便性が上がりました。共生施設で障害児の受け入れは県内でも数少ないんじゃないかなと。で、事業所が本当に、共生、ぷらっとホームの方が最初からそういうのを受け入れしてくださって、本当に頑張ってくださってるなあということで感謝をしています。しかし、その放課後デイとか日中支援サービスを利用している障害児の保護者はその受け入れ時間が十分でなく、そのすき間を埋めるためにファミリーサポートを利用せざるを得ない状況があります。

ある方に聞きましたら、高知で働いてて子供さんが放課後デイを利用してそのあとファミサポを利用をすると1カ月続くとすごい出費が多くなると。ほいでもう泣く泣く高知の仕事をやめて佐川のほうの仕事に移ったというふうな方もおいでます。

町内施設の放課後等デイサービスや日中支援を提供するための給付費、受け入れ施設の受け入れ時間帯はどんなになっているのかま

ずお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この障害関係のサービスで放課後等デイサービスというのがありますが、町内では2カ所実施をしております。で、1カ所は先ほど議員おっしゃいましたぷらっとホーム、共生型のぷらっとホームさかわというもので、これの受け入れ時間につきましては平日が午後の1時から夕方の5時半まで。で、休日につきましては午前の9時半から午後の6時までということで、給付費、1日当たりの給付の単価といたしましては平均して5,924円、約6千円という形になっております。

もう1カ所じんじんというところがございまして、これは平日、受け入れ時間につきましては平日の9時から、朝の9時から夕方の6時まで。で、休日は朝の9時半から夕方5時半までということで、これのじんじんさんの給付実績といたしましては1日当たり8,256円という形になってございます。以上です。

5番（坂本玲子君）

1カ月の利用者数はどのようになっているのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このぷらっとホームにつきましては、登録者が9人おいでまして、のうち5、6名が平均して利用されているということを伺っております。で、じんじんにつきましては登録者17名ということで、うち利用者が7名から8名という形になっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

放課後デイ等を利用するには利用できる設定時間があつて、休日、これ休日って言うと土日かと思われると思いますが、これは夏休みとか春休みとかそういう学校がお休みの日という意味の休日ですが、例えばぷらっとホームでは朝9時半の受け入れです。ところが保護者は仕事のため朝8時から預ける必要があつて、この朝の1時間30分をファミリーサポートの利用でしのいでいるということの現実があります。現実的に4月のファミリーサポートの利用実績42件のうち、放課後デイや日中一時支援利用者がその前後に利用する件数が30件と全体の4分3を占めています。どうしてこんなことになっていると思いますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。例えば土曜日でありますと、保護者の方はお仕事においでの方もおいでです。その中でやはりお仕事に出る時間帯が朝の7時とか7時半とかになりますと、放課後等デイサービスの受け入れ前になんらかのサポートと言いますか、が必要になるということで、この放課後等デイサービスの受け入れ時間までの間にファミリーサポートを併用している方が多いというふうに認識をしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

実はですね、そういうその放課後等デイサービスの施設がどうしてそんな時間しか受け入れないかということは施設の方にも聞きました。そしたら、人の配置が難しいとか経営的にも苦しいとかということでした。ぷらっとホームなんかで大体、日中も放課後も両方合わせて平均で6千円くらい、じんじんでも8千円くらい、日中一時支援施設のサクランボになりますと8時間以上いくら長くしても6千円となっています。やっぱりその値段ではなかなか難しいのかなというのがあります。

昔、保育所も開園時間が8時から16時となっていました。しかし、共働きが増え時代の要求で朝は7時から、7時か7時半ぐらいに開き、夕方6時から7時、7時半まで今やってると思いますが、早出や居残りを配置しています。親にとっては障害があってもなくても働く時間が変わるわけではありません。このままでは親の要求に合っていません。子供にとってもころころ担当者が変わることはあまり望ましいことではありません。行政ではこういう保護者にとって適切な開所時間は一体何時から何時まで開けば大体大丈夫というふうに思いますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この働いている方の保護者の方の支援と言いますか、融通を考えますと当然放課後等デイサービス、9時半からというのはなかなか厳しいというふうには考えます。ただまあ、何時から何時までというのはなかなか一概には申し上げられないんですけども、なかなか今の放課後等デイサービスだけではまかないきれない部分あるというふうに思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私は本当は保育並みに開けていただきたいということをお願いしたいですけれども、本当にそこまで一気になかなか要求が難しいだろ

うと。で、休日や夏休み、そんなときもせめて朝8時、8時半に働くならせめて8時、この近郊で働いている方なら。夕方もせめて6時まで開けてほしいと思います。

また、平日の閉所時間っていうのが5時半っていうのがあります。5時半では仕事が大体5時半くらいまでありますので、絶対迎えに来れないと。本当に平日も閉所時間をせめて6時までにしてほしいと。で、共生施設や日中支援サービス事業者は8時間を超えても6千円の単価だけだと聞いていますので、時間を延ばしても単価が変わらないのでは長時間保育は困難です。

今後、働く保護者を支えるためにも事業所が利用時間を改善できるように支えるためにも町がその現実に応じた雇用や給付、サービス提供ができるような町独自の補助をしていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まず、この放課後等デイサービス、それから日中一時支援。日中一時支援はこれは障害関係の市町村事業という形になりますが、それぞれ単価があって、障害福祉費、給付費等々の単価で運営をしております。その中で各施設側が経営等を判断をしながら、あと人的な雇用と言いますか、そういう支援者の確保も考えながら運営時間を決めているというふうに考えます。

で、この子供さんを預かるというところの中ではなかなか一ところではサービスが足りない、充足されないという場合につきましては、今はファミリーサポートセンターを併用して使っている方がおいでます。なかなかあの経済的な支援といいますか、いうことではありませんが、一つの例としてはこのぷらっとホームさかわではファミリーサポートセンターについては施設の地域交流スペース、これを使ってファミサポを前段で使って、子供さんを場所を移動することなくて放課後等デイサービスにつないでいるというそういう工夫もしております。

で、こういったことはファミサポだけでなくいろんな地域のボランティアの方々という、も含めてですね、支援をどういうふうにしていくかということは考えていく必要があります。そういった中でまずは関係者全員が知恵を出し合って、子供さんを安心して保護者の方が預けて仕事に出かけられるというふうな体制をつくっていききたいというふうには考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私も保育現場にいましたので、開所時間を変えるっていうのの難しさっていうのは十分わかっています。でも、住み続けられる佐川町であるためには必要なことですので、根気強く話合っていていただきたいと、また、必要ならそういう予算措置もしていただきたいと思います。

以前、放課後児童クラブでもその利用時間が十分でないことから改善をお願いしたことがあります。町の担当職員の方は真摯に受け止めてくださり、条件が少しですが改善されました。これは町の事業でしたからできたことかもしれません。しかし、放課後デイの施設、日中一時支援の事業についても同時に考えていただきたい。町が委託している事業所でも預ける保護者のさまざまな要求に応じて改善して欲しいとお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。  
ここで 25 分まで休憩します。

休憩　　午後 3 時 10 分  
再開　　午後 3 時 25 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
引き続き、1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員の橋元陽一でございます。通告に従いまして、質問に入っていきたいと思いますが、その前に一言、3 月議会終了後、議会事務局長の退職に伴い、6 月議会の直前まで後任の事務局長人事が決まらなかったこの 3 カ月間の間、臨時議会や 3 月議会だよりの編集、発行など議会事務局の任務を遂行する上で、急遽、事務局次長に任命されるなどしながら対応されてきた事務局のお二人の労を労りたいと思います。本当にお疲れ様でございました。

議会事務局人事は議長の任免権に属し、執行部から事務局への人事配置を要請する場合については、職員の人事権を持つ町長との合意事項となります。本町ではこれまでも人事権を持つ、町長と議長

との間で合意する手続を踏まえながら議会事務局人事が執行されてきているというふうに捉えております。

議会事務局に関する法的な解説の中では議会運営は複雑な要素があり、専門的知識や経験が要求されるので、議長改選や執行部職員の配置転換などによって事務局員を短期で異動させることは厳に慎むべきだということも示唆をしております。

今回の経過については触れませんが、町長と議長が協議を重ねられ、ようやく合意に至り、田村事務局長がこのたび着任されました。議長と町長とが合意に至りよかったと思っています。そして、年度途中、突然新しい任務に任命をされ大変だと思いますけども、田村事務局長におかれましては議会の円滑かつ民主的な運営に御尽力いただけますようお願いいたしまして質問に入りたいと思います。

1番目の質問は新型コロナでございます。先ほど来、質問がありますので大方の中身はできるだけ避けたいと思うんですけども、6月5日、一昨日の新聞赤旗に高知県生まれで日本ワクチン学会理事の中山哲夫氏が「世界でワクチン開発が進んだ一方で、日本でのワクチン開発がおくれた背景」について解説された記事が載りました。少しだけ記事の内容を紹介したいと思います。

ファイザーやモデルナが開発したメッセンジャーRNAワクチンは1980年代から基礎研究と技術開発の歴史があり、2015年ごろからがんの治療薬として開発されてきた。欧米では新興感染症に対し、ワクチンで抑えるという基本的発想が明確にされ、新型コロナ感染拡大の早い段階からワクチンの開発を進める指示と資金提供が行われてきている。

今回の新型コロナ感染による肺炎の流行がWHOに報告されたのが2019年12月31日、ウイルスの遺伝子配列がわかったのが翌年1月10日、3日後の13日にはワクチンのデザインができ、ワクチンの治験申請が2月20日。11月9日にはファイザーは90%有効というワクチン効果を発表しました。

日本では最初に新型コロナが広がったときに当時の政権がやったことはマスクを配ることだった。第2波が来てワクチン開発と輸入を言い始め、ワクチンで感染症を予防するという発想がなかった。中山氏はワクチンは国民の健康を感染症から守るための武器になる。その研究開発、感染症対策を重視せずに後退させてきた政治の責任は大きいというふうに述べられております。

そうした政治上の責任に触れた上で、欧米のワクチン接種の対応の早さの背景には長年の基礎研究があったことを指摘し、また、そもそもウイルス感染になぜワクチンが効果があるのか、体の中でどうやって免疫ができるのか、また、なぜ副反応が起こるのか、副反応と主反応とはどういう関係にあるのか、そういうことをほとんどの国民は、教えてもらってないと指摘もされております。免疫システムの医科学的な情報発信の重要性も指摘されているのではないかなというふうに思います。

これまでも無症状の感染者を把握してクラスター発生を抑制するために、世界では最も有効な手段として、対策として現在分子生物学的にも最も精度が高いとされているPCR検査が行われ、感染者の隔離対策が行われてきました。ところが、日本では擬陽性が出るなど医療現場が混乱するとして、厚労省からPCR検査を制限する指示も出て感染が広がり、後追いの対応に終始することになりました。今年4月20日の段階で世界中のPCR検査実施率の統計は日本は146位であります。日本の感染症対策はこの間の保健所統廃合政策なども重なり、国際的には医療後進国であることが明白になっていることも報道されているところであります。

さらに、第4波の感染拡大で医療現場も逼迫する中、東京五輪、パラリンピック開催ありきの政府の姿勢に対しまして、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長は4日、東京五輪、パラリンピック開催に対する専門家の見解をまとめ、20日までに表明すると述べ、尾身会長は開催に懸念を示す発言もされてるところであります。政府の不十分なコロナ感染対策のもとで、町民の命と暮らしを守るためにワクチン接種などについても医療現場や担当スタッフの職員の皆様、本当にこの間、日常の業務と合わせて大変御苦労されていることと思います。本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

こうした中で先ほど来、答弁にありましたが、佐川町においても65歳以上の町民へのワクチン接種が5月10日から受け付けが始まり、個人接種、集団接種が始まっております。自力で接種会場に来ることができない方に対しましてはタクシーや公共交通での交通費の全額補助の手立てが提示もされ、住民に寄り添う町の姿勢が伝わり、町の皆さんも大変喜んでいらっしゃると思います。ただ、封筒への掲示をもう少し見やすくした方がよかったのではないのかなと。ぱっ

と見てこの緑のスタンプを押してありますけども、ちょっと見えづらかったなっていうふうに私は思っております。

5月12日の放送で個人接種の受け付けを終了し、それ以降は集団接種の受け付けを呼びかける放送がありました。私は5月14日、集団接種専用ダイヤルに電話し、すぐにつながり予約をすることができました。まだ決定の通知が届いておりませんので、最後のグループになっているというふうに思っているところです。5月9日には町長自らがマイクを握られ、町民向けにつながらない場合もあるけれども、希望する皆さんにワクチン接種ができるように準備しているので慌てないよという電話の予約を呼びかけておりました。また、集団接種が始まった5月29、30日にはかわせみの入口で町長自らが来場者に声をかけられて、接種がスムーズにいくように対応もされ、担当職員の手助けを手助けをされている姿を見受けた町民の方、見受けたということ町民の方からもお聞きもしてるところであります。

こうした住民に寄り添いながらワクチン接種の業務が進行し始めたんですけども、一応経過について確認をさせていただきたいことがいくつかあります。65歳以上、3月議会で5,200名がいらっしゃるということでありました。4月中旬ごろに一斉にこういう案内文書が発送されたというふうに思います。5,200人を対象にされていますが、個人接種、集団接種についてどのように人数配分をして想定して受け付けを、予約を呼びかけたのかどうか説明をしていただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。この65歳以上の高齢者のワクチン接種、対象者5,200人、約5,200人のうち、まずは施設に入所されている方の接種希望者が約350人おいでます。その方を除いた4,850人という方について、そのうち7割にあたる3,400の方が接種を希望するというふうに想定をしました。その上でかかりつけの医療機関、個別接種、これを進めていくというところの中で、個別接種を約7割、7割が受けると。で、残りの3割がかわせみでの集団接種を受けるというふうに想定をして予約の受付体制を整えました。以上です。

1番（橋元陽一君）

はい、そしたらそういう想定をされて文書発送されて、その結果、

電話等直接窓口での受付状況、集計されておると思うんですけども、  
どういうふうになっているか御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。電話とあと窓口に来られた方の数  
についての内訳の集計はしてはおりませんが、ほぼ電話での  
受け付けが防災行政無線で事前にお知らせをさせていただいたとい  
うこともございますが、ほぼ、ちょっと何割というのはあれですけ  
ども、9割5分以上は電話での予約だというふうには考えておりま  
す。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、電話でが中心だということでありまして、予約方法に  
つきまして届けられた説明書の中には対応する、希望する、予約を  
希望する受付場所の電話番号は書いてありました。しかし、電話で  
予約するのか窓口に行くのかは明記はありませんでした。先ほど紹  
介しましたように町長も町内放送で電話で呼びかけをされました。  
特に混乱したという声は聞いていませんので、先ほど来、電話での  
予約がスムーズに進んだというふうに捉えているんですけども、何  
か説明書にそのことを、予約の方法を明記されなかったのは何かこ  
う意図があったのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。電話での予約受付の明記をしな  
かったのはやはり電話ではなかなか受け付けが難しい方が中におい  
でます。なかなかしゃべれない方とかですね、そういう方もおいでま  
すので、そういう方に一定配慮をしながら、ただ、お知らせをする  
ときには電話での予約をとということで周知をさせていただいたとい  
うことでございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、電話での対応がなかなか難しいという方がいらっしゃるこ  
とを想定されてそういうふうな説明書の対応をされたということ  
であります。

それでは、個人接種を7割くらいを想定して予約を開始されてい  
ますけども、病院ごとに、町内5つの病院が個人接種を受け入れて  
おりますけども、病院ごとに希望者がどれくらい集まったのか、そ  
の状況について説明いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。5月31日時点の数字にはなりますが、まず高北病院が1,173人、清和病院が193人、西森医院が409人、くぼたこどもクリニックが235人、藤井医院が267人、合計して2,277人でございます。

1番（橋元陽一君）

はい、町内の5つの病院が個人接種の対応を受け入れていただいて、特に公立病院である高北病院の役割、半数近くがそこに集中したということは改めて高北病院の役割りというか、も、伺い知ることができののかなというふうにも思うところであります。

で、5月10日に受け付けを開始されて、個人接種、その5つの病院で一番先に始まった病院、一番最後に終わる病院の予測が把握されておりましてその実施計画について病院ごとの接種状況をちょっと御説明いただければなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。各5つの医療機関での個別接種につきましては一番最初に始まったのが高北病院です。高北病院が5月20日から開始をしております。そのほかの4つの病院については翌週の5月24日が月曜日だったと思いますが、その5月24日の週から本格的に接種を開始をしております。

現時点では終了見込みについてはおおむね7月末で高齢者の、希望される、接種希望される高齢者の方の2回の接種が終わる予定になっておりますけれども、先ほどの高北病院1,173人という数字も申し上げましたが、高北病院の予約者が多くてですね、これは松浦議員のときの御質問に対しての回答もさせていただきましたが、一定8月に予約を入れている方の7月への前倒し、これはやはり本人がどうしても遅くなっても高北病院でやりたいという方がおいでましたが、そういう方に対しても今一度調整をさせていただいて、1回目を7月に終わるということで現時点では高北病院の最終、2回目の最終が8月の23日というふうに高北病院から報告を受けております。それが最終です。以上です。

1番（橋元陽一君）

町内の5つの病院での個人接種の状況もですね、それぞれの病院の御奮闘によりまして対応していただいているというところであります。

通告はしてないんですけども、この5つの町内の病院の個人接種についてワクチンの確保がどういう段取りでされているのか、そしてまた、高北病院が中心になるかと思うんですけども、私立の病院含めてこの病院へのワクチンの配布の準備とか調達はどこが担われているのかおかない範囲で教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このワクチンの配送、調達にしましては健康福祉課のほうが実務的な業務を、希望量といいますか、国に対してのこれくらいほしいという希望量を取りまとめをして、国のほうに報告をあげております。

で、実際の受け入れにつきましては、ファイザーのワクチンについては超低温の冷凍庫が必要ということで、これは高北病院にあります。実際の搬入は高北病院にさせていただきながら行っておりますが、現時点では高齢者5,200人おいでますが、これが全員を打てるワクチンが6月末には届くという見込みで、それまでにも順次配送をしていただいておりますので、ワクチンの接種に影響はなくスムーズに打てる状況となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

6月末に国のほうからワクチンの配給があるということが見込まれているということであります。協力していただいている病院の皆さんですね、改めて感謝もしていきたいですし、ワクチンの配送についても健康福祉課の担当の方も大変な作業になると思っているところでもあります。大変な作業ですけれどもぜひやり抜いていただきたいなというふうに思います。

一方で、集団接種については3月議会でも明らかになりました。そしてまた配布された資料の中にも4グループに分けて受け付けを予約を取り、接種を進めていく段階で既に集団接種も3回目が終わっているのかなというふうに思っているんですけども、先ほど来集団接種の人数が想定されて予約受付がされてるんですけども、第1グループから第4グループにどういうふうに割り振りをされてるのか。受け付けそれから接種者数、受け付けと接種希望者ですね、どんなふうになってるか第1グループから第4グループまでの状況を説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まず、集団接種、かわせみでの集

団接種の予約者数ですが、5月31日時点で合計して1,375人の方の予約を受け付けをしております。

その中で当初、第1グループから第4グループまで日程を組んで予約枠を埋めておりますが、まず第1グループが予約枠、接種の枠としては258人。これ第1グループは1回目が5月29日、2回目が6月19日というスケジュールになっております。これ3週間間隔で2回打つということで1回目2回目セットで予定を組んでおります。

その第2グループにつきましては1回目が5月30日、2回目が6月20日。これも同じく258人の予約枠。

それで第3グループ、第1回目はこの間の土曜日、6月5日に実施をし、第2回目の接種は6月26日ということで、これは予約枠を少し増やしまして294人の受け入れをしました。

本来第4グループであります7月4日、7月25日というものの予約の枠ではこの1,375人というのは受け入れができませんので、急遽第5グループの1日前を接種日として設定をして、7月3日が第1回目、で、第2回目が7月24日ということで、追加の日程を組んでおります。で、この7月3日、7月24日、日程的に見ますとこれが第4グループになりますが、これ294人の予約枠を設けます。

本来第4グループであった7月4日、7月25日というのが第5グループにはなりますが、現時点でこれは5月31日時点になりますが、271人の予約を入れているということで1,375人の予約に対しての振り分けを以上のようにしております。以上です。

#### 1 番（橋元陽一君）

そうしましたら集団接種のほうについても予約がオーバーした分についてはもう1グループ加えられて接種が遂行されていくというふうに捉えたらいいのかなというふうに思います。

そこで、先ほど答弁がありましたけども、健康福祉課が窓口になって国のほうに予約計画に基づいて申請するということですが、国からの、町からの要請に対しての返答、対応、いつ配給しますっていうのはどんな形で通知がされてくるのか、県を通してくるのか直接くるのかそこをちょっと教えていただければと思います。

#### 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このワクチンの供給に関しましてはまず希望量を市町村のほうから県を通じて国にあげます。で、その全国の市町村の希望量を集計をして国のほうが都道府県単位でワ

ワクチンの量をおろしていきます。で、そのおろされた都道府県のほうが今度は逆に県内の市町村のほうに配分をして振り分けをするというそういう流れになっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ということであれば、先ほど6月末で一応ワクチンは確保できるということなので、県を通して国に申請し、再び県を通して市町村に配給されるシステムの中で佐川町としては対象者のワクチン量は確保できると、見通しが立っているという捉え方をしたらいいのかなというふうに思います。

なぜこういうことを聞きますかというとなかなか当初から政府の対応が後付けになっていて、市町村では計画を立てなければいけないけれども、ワクチンの配給がいつどういう形で決まってくるのかというのなかなか見えない中で、職員の皆さんも大変苦労もされてきたのかなというふうに思っていますので、改めてこの場でも確認をさせていただいたところであります。

続いて、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、副反応についてであります。先ほど答弁では重大な副反応の事例はないというところでありました。本当によかったなというふうに思っているんですけども、ただ、2回目のワクチン接種については第1回目より副反応が強くなるというようなことも報道もされておりますので、副反応について一定不安の声も上がっているのではないかなというふうに思っているんですけども、なんかそういうのを町として集約されてるのがあるのかなのか。あったらちょっと紹介もしていただきたいなというふうに思うんですけども。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。特に町としてそういうものを集計をしてとりまとめをしているという状況ではございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、先ほど2人の議員の答弁にもありましたけれども、現時点では予約状況が止まっている状態になったということでもありました。で、5,200人の対象にして4千人ちょっとですか、ぐらいが現在予約が完了しているというふうに捉えますと、千人ちょっとくらいまだ希望、予約を取られてない方がいらっしゃるかというふうに思います。で、そこで一斉に配布されたこの予約書、申込書を見てワクチ

ン接種の申し込み方法とかワクチン接種の内容そのものを理解することが困難な町民の方もいらっしゃるのではないかなというふうにも思ってます。そういう方を把握されているかどうか。把握されていたらどういうふうに対応されていたのか、何か具体的な事例があれば御説明いただければなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この接種券の発送の前にですね、事前に、例えば独居の高齢者であるとかいうところでは、の方ではですね、なかなか理解がしにくい方もおいでろうということで想定をしておりました。で、そういった方々への対応といたしましては、例えば介護サービスを使っている人、こういった人については事前にケアマネージャー、それから高齢者の接する機会の多い民生委員さん、あるいはあったかふれあいセンターの職員等にこういった封筒とあと申し込みの方法等について情報の提供、それから説明会もケアマネージャーさんと民生委員さんの人にはさしていただいて、支援の協力を求めています。

実際に私のほうで具体的な事例というのは取りまとめをしておりますけれども、そういった方々の支援を通じて接種の希望をされる方は電話等での登録をしていただいているというふうには考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

まあ、千人余の方が予約を今回見送られているっていう内訳を分析もする必要あるのかなっていうふうに思います。そういう方々に対しましても先ほど来、町内で実施されている介護サービスの手段を使いながら担当されているスタッフの方の協力をいただいて、予測される通知が届かない、理解できない方へのフォローもされてるっていうことも確認させていただいたところです。本当に温かい支援を感謝もしたいというふうに思います。

で、これから 65 歳以上については一定めどがもう立つ段階に入りました。ただ、その中でも接種を希望しない人、また、既往症等から接種ができない人等含めて接種しない人と接種した人が町民の中で区別されてく状況にもあるのかなというふうにも思います。ぜひ、そういう配慮されていることが町民の間の分断に起こらないような配慮っていうのをぜひ今後も続けていただいて、次の世代、65 歳以下につながる世代に、次の世代に向けての対応についても生かして

いただきたいなというふうに思っています。

65歳以上の方も今回見送ったけれども、不安からまたやりたいとかいうようなことも声が上がるかもしれません。ぜひそういう相談窓口等も周知していただければなというふうに思います。

そしたら、65歳以下の世代についてのワクチン接種についてもさまざまな計画もあり、町長のほうからも町独自としての接種計画のほうも明示もされましたので、65歳以下の対応については質問ももう終わりたいなと思うんですけども、ただ、65歳以上のワクチン接種の確保の問題と、65歳以下の、ひょっとしたら12歳から適用されるっていうことでもありますけども、5千人近い人たちの12歳から64歳までの世代を対象とするとしたら、そのワクチンの確保についてもどういうふうに確保できる見通しがあるのか概略でかまいませんので御説明いただければなというふうに思っています。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。64歳以下のワクチンの確保につきましては流れとしては基本的には65歳以上の高齢者のワクチンの供給の流れになるというふうには考えております。ただ、これは国のほうから64歳以下のワクチンの供給についてはまだ情報がございませんので、いつどれぐらいの量が入ってくるかというのは現時点では不明ということでございます。以上です。

1番（橋元陽一君）

本当に国の方針がなかなか明確にならない状況の中で、担当のところでは大変な思いをされながら計画も立てられ、引き続き若い世代のほうに向けてワクチンも進んでいくのかなと思うんですけども、ぜひ、先ほど町長が表明された12歳から64歳、およそ5,800人ぐらいを対象とする町内独自のワクチンについて優先接種ですね、どういう方々を優先をしていくっていうことができるだけ早く明確に提示がしていただきますようにさまざまな優先する職種についても議論もされているところでもあります。そういうことを反映していただいてできるだけ早く丁寧に町民のほうには提示をしていただきたいなということをお願いしましてこの問題について、この項については質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、新たな産廃最終処分建設にかかわって2の質問に入りたいというふうに思います。

5月17日付の文書で環境保全協定に関するアンケート調査結果

と協定書素案についての通知が住民の皆さんに配布されています。議員にも配布されまして、6月9日、明後日の全員協議会で説明を受けるようになっております。建設予定地にかかわる整備専門委員会が1月26日に開催されておりますけども、本日までその議事録がまだ公開されておられません。新産廃建設の動きが見えにくくなっておりますので、私自身は5月14日、県の担当課のほうへメールで開示の予定について問い合わせをしておりますけども、その返信も現時点ではありません。

建設予定地につきましては直接、県のほうともやりとりをしていきたいなと思ってるんですけども、本議会ではこの環境保全協定作成の動向と町民への手立てについて少し質問させていただきたいというふうに思います。その前にまず現時点で施設建設をめぐるまして工事の進捗状況がどういうふうになってるのか、町として把握されてることがあれば御説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。本年3月からは工事用車両等を安全に通行させるために工事用道路の斜面对策工事を実施していると伺っております。また、昨年度から引き続き、施設や進入道路の実施設計等を現在実施していると伺っております。以上です。

1番（橋元陽一君）

はい、あの、工事予定地の工事用道路の建設等が進んでいるということでもありますけども、進入道路の斜面崩壊の件で工事用道路の建設が随分とおくれるということも指摘もされてるところであります。それは今後どういうふうに影響を及ぼしてくるのかちょっとわからない状況ですけども、これ以上は県のほうにも問い合わせなければならぬのかなというふうに思っています。

この協定書素案作成にあたりまして、県と町の協議はどのようなメンバーで具体的にどのような日程内容で行われてきたのか。協議の経過、それから議事録で残されてるのかどうか含めて説明をいただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

はい。素案の作成にあたりましては、日高村と公益財団法人エコサイクル高知との間で締結しております環境保全協定書の内容をもとにいたしまして、本年3月に実施しました住民アンケートでいただきました御意見や、公益財団法人エコサイクル高知が日高村のエ

コサイクルセンターの運営で得た知見等を反映させながら、まず3者の担当者間で案を作成いたしました。その案を持ちまして令和3年5月7日に高知県林業振興・環境部副部長、公益財団法人エコサイクル高知専務理事兼佐川町事務所長、佐川町長出席のもと三者で協議を行いました。

協議内容につきましては要点を記載したものがあります。そしてこの協議後、協議で出されました意見を踏まえ、改めて三者の担当者間で修正等を行い、確認した上で住民の方に送付させていただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

議事録としてその経過をまとめられているのかどうか。

町民課長（片岡和子君）

議事録といった正式なものではありませんが、要点を記載したいわゆるメモぐらいしか残っておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

大事な会議が積み重ねられて建設が進んで行くと思いますので、ぜひそういう公的な会議については議事録を残して公表もしていただきたいなど。それが住民への信頼を得る大きな手立てにもなるのかなと思いますので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

協定書の素案の中の第1条、目的の最後のほうに、甲はエコサイクルセンターだと思います。で、乙が佐川町。で、丙が県知事になると思いますが、「甲、乙、丙が将来にわたって良好な関係のもと共存、発展することを目的とする」というふうに記述されております。具体的にはなんのことにについて述べているのか、このことにつきまして素案では何か具体的にどういう事例を挙げて協議をされたのか説明いただきたいなというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えします。具体的には協定、保全協定書素案の第3条以下の条文に記載されておりますように三者がそれぞれの責務をしっかりと果たし、常に情報のやりとり等を行いながらお互いの信頼関係を構築することにより、子供や若者たちが将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる加茂地区になることを目的とするというところです。

具体的な内容につきましては、特に協議の場では話しませんでし

た。以上です。

1 番（橋元陽一君）

共存発展という主体は地域住民だというふうに捉えなさいということでもいいんでしょうか。

町民課長（片岡和子君）

お答えします。議員さんのおっしゃるとおりです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

なかなか条文の解釈は難しいですので、そういう解釈はこの案文からはちょっと読み取りにくいのかなというふうにも思いますので、もう少しまた協議もしていただきたいなというふうに思います。素案の段階ですので。

この素案の甲の公益法人エコサイクル高知の代表理事は誰になるのか。加茂地区の産廃に向けた施設ができたときに改めてその代表理事が選定されるのか、その甲にあたる公益法人の代表理事について説明いただきたいなというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。現在、公益財団法人エコサイクルの代表理事は、本年4月1日に副知事に就任されました井上氏が財団の理事会・評議会での手続を経まして、同日付で就任されています。

加茂地区への産廃建設に向けて新たな代表理事が選任されることはないとおっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら公益法人エコサイクル高知の代表理事が県の副知事が役職として位置づけられるという解釈をしたらいいのかなというふうに思っています。前副知事が今年3月で退職されましたので、その後任が就いたという確認で、改めて加茂地区の産廃施設についてはこの代表理事が交代をすることはないという確認をさせていただきました。

この代表理事が情報によればいいんですけども、なかなか分かりにくい文章ですけども、どのような事故について、代表理事は誰に対してどんな責任になるのか、条文の中にどういうふうにそれが記載されているか概略で構いませんので説明いただきたいなというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。代表理事は法人の代表者でありまし

て、個人として直接責任を負うものではないと認識しておりますけれども、公益財団法人エコサイクル高知といたしましては、第3条（責務）の1項にありますように施設及び進入道路を整備し、管理・運営を行うことにつきまして、また、施設等に起因する諸問題につきまして、住民の皆様のご代表である佐川町と高知県に対して責任を負うことになります。

住民の皆様には協定書という形でお示しをしていきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

この協定書素案の中に書かれてる第3条の責務という項をもって一応代表理事の責任については今御説明いただいたところであります。

この2月の住民説明会の資料の中にエコサイクルセンター建設と創業に関しては協定書が同じく配られております。日高の村民の皆様さんに配布されたのかなというふうに思ってますけども、その当時の資料を見ながら今回の素案作成、加茂地区の素案作成については先んじて県と確認された確認書に基づいて素案がつくられたと思うんですけども、確認書のどの項目が検討され、どういう趣旨で協定書に盛り込んだのか概略で説明をいただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。令和元年7月2日に高知県と佐川町で処分場の整備を円滑に推進するための確認書を交わしております。確認書の第3項には「高知県は、施設の整備及び運営に当たり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、「地域住民の生命、身体、財産及び生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策を講じる」こと、「施設を原因とする公害等が発生するおそれがあるときは、速やかに万全の措置を講じる」こと、「万一、地域住民に被害が発生した際は、責任を持って補償する」という項を明記しております。さらにこの項の具体的な事項につきましては佐川町と協議の上で別に協定を締結することとなっております。

この内容を具体化し、文書として残して、環境保全対策等をしっかりと実行していくことを住民の皆様にお約束するために協定を締結するものとなっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、確認書に基づいて協定書が結ばれていくわけではありますが、今、説明があったように施設を原因とする公害等が発生する恐れがあるときは、速やかに万全の措置をこうずるとともに、万一、住民に被害が発生した際は責任をもって補償をするという文言等があります。ところが、協定素案の中には公害が発生するという言葉が消えます。で、先ほど触れていただいた代表理事の責務のところにも何かあった場合については、丙は必要な支援は行う、まあ最終的な責任も負うというふうに書いてありますけども、この責任の所在が少し曖昧になってきているのかなというふうにも感じております。

また、素案の第6条の損害の補償のところにつきましても代表理事、エコサイクル、公益法人エコサイクルは県の支援を受けて責任を持って損害を補償するというふうになります。直接的な責任を担うのが少し、協定書素案の中では不明瞭になっているのではないかなと私は、ザクッと読んでそういう解釈をしていますが、そのこのへんについて何かコメントはないのかどうかお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまでも確認書において高知県と佐川町で明確に県が全てにおいて責任を取るというふうに書いております。協定書の中で別に意図的にぼやかしているということではございませんので御理解をいただきたいとそのように思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

今の町長の説明を信じたいわけですが、この協定書の素案を見てもなかなか確認書と比較をしてチェックをする場面というのはなかなか少なくなっていくのではないかなというふうにも思います。素案の段階ですので確認書で明記されたように、尾崎知事が確認書を交わす先月、前の段階ですね、5月31日ですか、町長に直接お会いに来られてそういうことも直接責任を負うという表明もされて確認書が交わされております。その確認書から後退をしているような状況があれば文章の不十分さがあると思いますので、素案の中には明確に確認書のように責任の所在を書きいただきたいなということをお考えですが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。確認書を締結したときは県と

佐川町の二者でした。今度は運営主体が正式に決まりましたので、エコサイクル高知が入って三者の協定になっています。

今後、三者でこの協定書の内容を詰めるときに橋元議員からこういう御意見もありましたということで、その表現の仕方等について改めて協議をして協定書として取りまとめを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ぜひそれをお願いしたいなど。なぜそういうことを言いますかという、日高の産廃施設の場合のその協定書を見て、改めて現在つくられている作成中の素案とは随分と中身が変わって、変わってという構成がかなり整理をされて、素案がつくられていきゆうのかなと思ってます。

そういう中で今質問したんですけども、日高の場合と今回の場合が協定書がかなり構成が仕方が違うのではないかなと捉えているんですが、そこら辺については何か説明いただけますか。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。日高村での協定書に比べまして、今回の素案につきましては分かりやすい言葉でより具体的に丁寧に記述するよう町のほうからは提案をさせていただきましたので、章立てになってある程度現在でもわかりやすくなっているのかなとは思いますが、また今後につきましては誤解のないように記載をしたいと考えておりますので、住民の方を初め皆さんの御意見をいただきながら修正を加えていきたくて考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ、よろしくをお願いしたいと思います。

2月の説明会で配布された3月末を期限にした住民アンケートについても集約をされて、今回説明書の中にも付記もされてるところであります。この住民アンケート、3月末までに出されたアンケート、町長の行政報告にも少しあったというふうに思うんですけども、改めてどういう中身だったのか、特徴的なことがあれば御説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

はい、お答えさせていただきます。行政報告の中でもありましたけれども、回答数は8通で、この環境保全協定に関する御意見はお二人の方から6件いただいております。

特徴的なところといたしましては、環境監視結果等の情報公開のあり方、これにつきまして御質問や御意見、また、地域住民の御意見を反映する仕組みである環境保全連絡協議会、仮称ではありますが、こちらのほうは絶対に必要であるという強い御意見をいただきました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

まあ、住民の方からも少しずつではあるけども、声が届いているというところでもあります。

この協定書案について地元説明会も計画されているっていうところでもありますけども、現時点で日程が決まっていたら、説明会の日程を御紹介、答えていただきたいなというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

こちらのほうも行政報告の中で少し触れさせていただきましたが、7月下旬以降というように御報告をさせていただきました。

次の住民説明会におきましては、環境保全協定書の素案の内容の説明に加えまして、協定の内容と関連します環境影響評価のこのこちらの結果についても説明があると聞いております。このため開催の日程につきましては県が行っております環境影響評価の結果がおおむね取りまとまる7月下旬から8月上旬をめどに開催できるよう、また新型コロナウイルス感染症の状況も見極めながら準備を進めていきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

環境影響調査等まだ集計をされていないデータ等の説明を重ねてということですが、また、新型コロナの状況もどう動くかわかりませんが、決まった段階でできるだけ住民の方だけではなくて、議員のほうにも決まった段階でその日程をぜひ通知をしていただきたいなというふうに思います。

そして、協定書に向けまして、先ほども聞きました3月末までのアンケートにも参加された方、それから2月21日に行われた地元での説明会の午前、午後の参加者の方等合わせましても、この間、協定書策定に向けた動きとしましては住民の参加、説明書の中では460世帯に配布されておりますけども、参加されてる方はアンケート回答の方も含めて1割にも満たないような状況ではないのかなというふうにも捉えているところでもあります。

確認書を結ばれた段階で確認書の4項に地域振興策の協定書を結

ぶにあたっては述べられてる、触れられている項だと思うんですけども、建設予定地の決定前にはそのことを前提とした意見は控えざるを得なかった地域住民等からの提示される要望も踏まえ、佐川町が案を取りまとめた上で県と町が協議をして決定していくというような文言があります。住民へのこの協定書に結びつけ、協定書を結ぶ段階に入った段階での説明会に対しましても、住民が参加できる手立てをぜひ十分に尽くして対応していただきたいなというふうに思います。

ぜひ、この身近につくられる産廃施設にかかわって住民の皆さんが関心をもっていくためにもそういう手立てってというのは必要じゃないかなと思いますので、手立てについては本当に手を尽くしていただきたいなというふうに思います。

で、こうした環境協定書を結びながらこの協定書について、そのものについて少し質問させていただきたいというふうに思います。

この協定書、確認書ともに、確認書のときにも少し触れましたけれども、協定書に法的な拘束力があるのかないのか。あるとしたら、どの協定書の素案の項目について法的な拘束力が発効されるのか、現時点で把握されてることについて説明をしていただきたいなというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。この環境保全協定につきましては三者が署名をしまして、書面としてしっかり将来にわたって引き継いでいくものとなります。協定書に記載している事項につきましては、確実に履行されているかどうか、住民の皆様の代表である町といたしまして、しっかり確認してまいりたいと考えているところです。

また、協定でお約束していただく内容につきましては一種の契約行為として一般的な法的拘束力があるものと認識しております。以上になります。

1 番（橋元陽一君）

いろんな公害に預かる裁判等の解説の文章、少し目を通しましてですね、この協定書あるいは確認書の法的な拘束力は専門家によっても見解がわかれるところでもあります。この協定書の案文を読みましても、新しい産廃施設をつくることを前提にして結ばれる協定書であります。確認書でも記載されていますように、もし施設で重大な不測の事態、事故等が発生したとき、町あるいは住民がその

県に対して、あるいはエコサイクル高知に対しまして施設の閉鎖を  
求める根拠にはならないのではないかと私は捉えてるんですけども、  
そこについて何か町として解釈の見解があればお答えいただきたい  
というふうに思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。起こった事件の度合いによっ  
て、事象の度合いによって例えば一時閉鎖とかですね、一時運営休  
止とかそういうことも十分ありえるだろうなというふうに思ってい  
ます。

ただ、やはり何か起こった場合に被害が出ないこと、しっかりと  
迅速な対応を図ること。原因を究明した上で問題なく今後施設が運  
営できるのかどうなのか、その辺を明らかにしていくことが大事だ  
というふうに考えておりますので、まだ起こったことではありません  
ので、起こった場合に関しては迅速に対応する、原因を究明する。  
それは取り除けるものなのかどうなのか、その辺を明らかにしてい  
くということ、それが大事だなというふうに思っています。

ただやみくもに施設を止めてくれというものでもないかなという  
ふうには思っています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう想定をされながら協定書がつくられていきます。先ほど  
来、素案につきましても確認書に基づきながらできるだけその意向  
が反映されるように素案の条文も検討していくということでありま  
すので、ぜひ住民がもしという場合についてやっぱり対応できる筋  
道を明記もしていただくように協定書の中には検討していただきた  
いなということをお願いをしておきたいというふうに思います。

で、こういうことを議会で、あるいは県の説明会等で住民と町、  
あるいは県、あるいはエコサイクル高知の代表者等が話し合いの場  
で協議を進めてもなかなか不測の事態等が起きたときには、その責  
任の追及の仕方っていうのはその場でどういうふうに動いていくの  
かは、なかなか見えない状況にもあります。で、私は協定書や確認  
書の法的な拘束力が非常に弱い、あっても中の条文の中の限定され  
た項目になるのではないかなと。その条文を専門的に読みこなすあ  
れがありませんので、なんとも言えないんですけども、私自身は現  
時点では町は加茂地区住民、佐川地区住民に対して法的に責任を担  
う事項については佐川町の条例や規則に明記をしなければならない

のではないかというふうにも捉えているところでもあります。

ぜひ確認書に基づいて町としても責務を果たすためにも条例を制定していかなければならないんじゃないかなど。条例の名前等についてはいろいろ全国的にも使われている環境基本条例とかいろいろあるんですけども、そういうことを含めて条例制定について町として検討していくかどうか見解を求めたいというふうに思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。このような事例の場合ですね、県が産業廃棄物の最終処分場を整備するという中で、環境保全協定、協定等は結んでおりますが、その受け入れるその建設整備が予定されている自治体が条例をつくっているという事例は、特にこの案件に関して私が調べる限りではないというふうに現時点で判断しております。

私自身もこの協定書が曖昧になるというふうには思っておりません。町としては町民の命、財産、安全を守ることが全てにおいて大前提になります。そのための行動を、しかるべき行動を取ることがそのときそのときの町の立場で、ほかに、もう優先して行われなければいけないというふうに思っています。私としてはこの協定書確認書も含めてこれまで県、エコサイクル高知と協議を進めてきた内容で、特に問題だと感じているところはありません。現在は橋元議員のおっしゃるような現時点ではこの条例の制定ということについては必要ないというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、現時点での町長の見解をお聞きをしました。私自身はこれまでの全国での公害等の事例を見ても誰が最終的に責任になって住民に、誰が責任になって補償していくのかという裁判になったときにはなかなかこういう住民、あるいは町や業者等の間で交わされる確認書や契約書等の法的な拘束力がどうなのかというのが問われている事例を目にします。ぜひ、現時点の見解を聞きましたけども、私は引き続きこの条例制定についてはやっぱり町としては検討すべきじゃないか、将来にわたって安心、安全に暮らせるまちづくりのためにも今町長も答弁ありました、何よりも最優先すべき町民の命をですね、大事にするんだということを表明するのがこういう条例ではないのかなというふうにも思っているところでもあります。

この件については引き続きまた質問にも取り上げていきたいなと

いうふうにも思っています。

以上で、この項については終わりたいと思います。

3つ目に入ります。医療費負担軽減措置についてであります。第5次、佐川町5次総合計画が2025年度で完了してきます。5年を折り返して終盤に向かっているわけですが、この10年間のまちづくりが総括もされ、新たなまちづくりも検討されていく段階に入ってきているのかなというふうに思います。本議会の町政報告の中でもアンケートの分析なども紹介もされているところでもあります。

この総合計画の中の大きな課題の一つに人口減少が挙げられています。将来の町政の重大な、町政への重大な影響をもたらす人口減少にかかわる施策にかかわって質問していきたいというふうに思っています。

5次計画の中にも記載されておりますけれども、佐川町としてこの人口減少をどのように予測されているのか、大枠で構いませんので説明いただきたいというふうに思います。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

橋元議員の御質問にお答えいたします。佐川町の将来の人口につきましては、令和2年3月に策定いたしました、「第2期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、人口ビジョンにおいて推計のほういたしております。国立社会保障人口問題研究所では現在の佐川町が人口の移動につきまして、最近の傾向が今後も続くというふうに仮定した場合には、2035年には1万人を下回り、2060年度には5,576人にまで減少することが想定されております。

一方で、事業のほうの進めていく中で、女性の15歳から49歳までの方が一生に子供を生む、合計特殊出生率の上昇、これの目標を2040年に2.07%、あと移住定住施策といたしましてこの推進で年間の移住者、21名を仮定して計算しますと2060年の展望人口では8,922人となり、この国立社会保障人口問題研究所が推計をしております数字から3,346人増を目指すというところで事業を進めております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

はい、まあそういう佐川町独自に人口減少を食い止める施策を想定しながらこれからも事業をいろいろ計画されていくというふうに思います。この間もこの第5次総合計画に基づいて人口減少対策についてさまざまな取り組みも行われてきているかと思えます。

特徴的な施策3つくらい挙げるとしたら、「こういうことをやったよ」と、で「こういう効果があったよ」というようなことが分析されていたら御説明いただきたいなというふうに思います。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。この想定されます人口減少社会に対応するため、平成27年度から第1期地方創生総合戦略、令和2年度から第2期地方創生総合戦略を策定、実行し、「まち」「ひと」「しごと」この各施策が相互に連携したサイクルの定着、そして実践による相乗効果を目指して取り組んでいるところでございます。

この中でも特徴的な施策といたしまして、次のものを挙げております。

まず、「まち」「ひと」「しごと」の部分の「しごと」に関する施策でございます。

これにつきましては人口減少克服に向けまして、若者が地域に残り、地域の担い手となるように仕事を創出することが何よりも重要であるというふうに考えております。

豊かな森林資源を守り、仕事の創出につなげる自伐型林業を引き続き推進いたしますとともに、町内の農産物を中心に魅力的な商品を生産、販売する場、組織、仕組みを確立し、地産外商による仕事を生み出す事業に取り組んでまいります。

その目的達成に向けた効果的かつ具体施策といたしまして、道の駅建設事業にこれまで取り組んでまいりました。「みんなでつくる」を基本にいたしまして、住民の多様な意見を取り入れつつ、令和元年度には基本構想の策定、令和2年度に基本計画を策定し、佐川らしい基本コンセプトである、植物が中心にあるまち、まきのさんの道の駅佐川を踏まえ、現在は基本計画の業務を行っているところでございます。

今後は運営主体といたしまして、地域商社の財団法人を立ち上げ、道の駅に設置する販売拠点をフル活用した生産・加工・販売の好循環を町内全域に広げていきたいというふうに考えております。

具体的には開発、磨き上げられた新商品が販売され、所得の向上につながり、担い手育成や仕事創出に結びつくようオープンに向けて着実に取り組みを進めていくことといたしております。

次に、「ひと」に関します施策でございます。人口減少に直結する担い手不足は雇用分野ではなく、だけではなく、地域を守る人材も

必要となっており、地域によっては町内の人材だけでは十分でない状況にあります。

その担い手確保策の一つといたしまして、これまでさかわ未来学、中でもふるさと教育に特に推進をしてまいりました。これによりまして、子供たちに地域に誇りと愛着を持ってもらい、ゆくゆくは佐川町に定住し、まちを担う人材に育ってもらうことを目的といたしております。また、これに合わせまして子供からお年寄りまでがICTネットワークを介した学びあいを可能にする「学びのネットワーク」の環境の構築もしてまいりました。同時に、外から多くの人材を呼び込むことで、こうした人材が核となって新たな産業の担い手となり、事業の拡大が図られ、地域活性化につながる好循環を生み出すことを考えております。

その大きな柱となっておりますのが、地域おこし協力隊の制度の活用であります。平成27年度から令和元年度までの5年間で46名の方を採用し、家族の方を含めると61名の移住実績となっております。隊員の定住率につきましては7割を超えているところでございます。

今後におきましても現在隊員が活躍されています自伐型林業、ものづくり、農業振興など各分野の事業推進と課題解決とあわせ、より効果的な移住促進策の一つとして継続し、取り組んでいくことといたしております。

最後に「まち」に関します施策でございます。

町全体が元気になるにはそれぞれの地域が活力にあふれる必要があります。地域が元気で安心して暮らすことができる社会循環をつくりだすことが重要であると考えております。佐川町では第1期総合戦略の成果によりまして、集落活動センターやあったかふれあいセンターなど、小さな拠点が整備され、これらをつなぐ地域公共交通の基盤整備も進んでいるところでございます。

集落活動センターでは管理や運営を行っております、それぞれの団体の取り組みにつきましても、地域性やさまざまな工夫がされているところでございます。コロナ禍で活動に制限があるものの、住民を巻き込んだ活動も活発になってきております。施設利用者につきましても年々伸びているところでございます。また、ぐるぐるバスも住民の声を拾った路線の変更を積み重ねまして、地域に根ざした公共交通として定着してきております。

今後につきましては、これら生活基盤のより一層の活用を推進、促進し、地域の担い手育成や地域間交流を図りまして、中山間地域の暮らしを守っていくよう取り組んでまいります。

こうした環境を最大限に生かした施策によりまして、「しごと」をつくり、暮らしやすい「まち」をつくり、そして新しい「ひと」の流れをつくり、その人たちが地域をつくるといった取り組みを継続し、人口減少社会に対応していきたいと考えております。以上でございます。

#### 1 番（橋元陽一君）

はい、現在の1万2千余の佐川町の人口からおよそ何割でしょうか、6割から7割くらいに減少する将来の佐川町人口を見据えながら、総合計画が立てられて、トータル的に佐川町の住民にとって幸せなまちづくりを進めていくために、さまざまな事業が組み合わさって展開されていると。この事業が今後、10年20年継続されながら佐川町の人口減少が少しでも歯止めになっていく、そういう見通しを持っていかなくちゃいけないのかなと。そのためにもぜひ今御回答いただきましたような構想を広報の、広報だけではなくて、何か町民のほうに発信することもぜひ工夫もしていただきたいというふうにも思います。

時間がなくなってきております。

で、こうした人口減少対策に合わせながら、佐川町におきましては、その総合計画の7つの分野の中の3つ目に結婚、出産、育児の分野も挙げられて、6つの施策も提起をして取り組んでおられるかというふうに思います。この6つの施策の中で安心して子供を生める環境づくりが挙げられているんですけども、この施策にかかわって何か特徴的な事業があれば、どういう事業でどんな効果があったのかとか、おおよそで構いませんので御説明いただきたいと思ます。

#### 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この第5次総合計画の結婚、出産、育児、この分野についてですね、安心して子供が生める環境づくりと。この施策の中で2点ほど特徴的な事業がございますので、説明をさせていただきますと思います。

まず1つ目はファミリーサポートセンター事業。これは平成28年度から実施をしております。これは御承知のとおり、会員の登録制

によって乳幼児、それから小学校の預かりの総合事業です。で、具体的には放課後、あるいは外出時の預かりということで、主に保育所の送迎等を行っております。

で、現在、依頼会員、提供会員合わせて104人ということの登録者があります。で、年間おおよそ600件程度の活動実績がありまして、実際に利用する方は10名程度ということで、それほど多くはないんですけども、祖父母など近くに手助けをしてくれる人がいない、そういった家庭にとっては子育て支援事業としてニーズの高い事業となっております。また、地域住民の助け合いのモデル的な事業でもあって、特徴的な事業と言えます。

2つ目は子育て世代包括支援センター、それからそれに付随しますが、産後ケア事業ということで平成30年度から取り組んでおります。これについては健康福祉課の中で設置をしておりますが、全ての妊産婦に対しまして妊娠期から保健師がかかわっております。

で、妊娠、出産、育児にかかる支援を切れ目なく行うという拠点を設置をいたしまして、毎月健康福祉課の中で支援会議を行っております。その支援会議によります支援方針を確認をしながら関係機関と連携をして支援を実施をしております。

また、産後鬱等のリスクの高い対象者に対しましては助産師が訪問して助言や支援を行う産後ケア事業もあわせて導入をしております。妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで妊産婦の不安の解消につながって、また、リスクアセスメント、こういったものに基づく計画的な支援ができる体制が整っております。

以上の特徴的な取り組みとして2つあります。

#### 1 番（橋元陽一君）

はい、あの、私も孫が佐川町で在住しておりますけれども、健康福祉課からの本当に定期的な支援等の連絡等ですね、家庭訪問とか本当に助かっているところであります。ぜひ、こういう支援をしていただきながら佐川で子育てがしやすい町づくりをさらに進めていただきたいなというふうにも思います。

一昨日でしょうか、厚労省が2020年度の人口動態統計を発表しました。子供の出生数が84万832人、1899年の統計開始以来過去最少になったと報告がありました。合計特殊出生率は1.35、佐川町の目標と随分と格差があります。高知県は少しこれよりも高いということの報道もあります。この背景に20代から40代の女性の減少、

また、少子化によって加速をしていると。また、21年度以降はコロナ感染拡大の影響も顕在化してくるのではないかっていう可能性なんかも指摘もされているところでもあります。ただ、母親の年齢別で30から34歳、また、40歳以上で微増していることも指摘もされております。何かの手立てをすればこういう世代が自治体のほうに生活をされ、子育てをされていくのかなという一つの希望にもなるのではないかなというふうにも思います。こういう手立てとして市町村が先行して子供の医療費無料化も導入している状況でもあります。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は国に対しまして国が子供の医療に関しまして国庫負担減額調整措置を廃止してほしいと。また、国の責任において子供の医療に関わる全国一律の制度を構築すべきだというような要望書も出されているところでもあります。

そこで、佐川町におきまして、この中学生までの医療費無料化が実行されてきております。この医療費、中学生までの医療費無料化は高知県内では、高知市が12歳まででそれ以外33市町村は全てで導入をされているところでもあります。この医療費無料化につきまして、保護者の子育て支援に重要な役割を担っているのではないかなというふうにも思います。この医療費支援、子供が成長するにつれて町財政の負担も徐々に減少していくのではないかなというふうに思っているところでもあります。

その分析を進めるためにも、3月議会でもちょっと質問しましたけれども、子供の就学前、小学生、中学生等学齢期に分けた医療費無料化に伴う町の予算の執行状況について分析できるのかできないのか、できるのであれば5年間くらいどれくらい推移しているか御説明いただければなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この医療費の助成事業につきましては県の補助事業を活用いたしまして実施をしております。その中で予算の執行に関しましては、いくつかの区分がございまして、区分分けができる略歴ということでいきますと、ゼロ歳から就学前までがひとくくり、それから小中学生がひとくくりということで、この2段階に分けての予算執行額は把握をできておりますので、その額を御報告をさせていただきたいと思っております。

5年間ということですので、平成28年度から申し上げますが、平成28年度のこれは決算額になりますが、ゼロ歳から就学前までが

1,505万1千円。すいません、千円単位で申し上げます。で、小中学生が2,088万7千円。あ、87万7千円。合計して3,592万8千円です。

平成29年度、ゼロ歳から就学前までが1,493万1千円。小中学生が1,970万3千円。合計して3,463万4千円。

平成30年度ゼロ歳から就学前までが、1,425万7千円。小中学生が1,857万9千円。合計で3,283万6千円。

平成31年度、令和元年度ですけれども、ゼロ歳から就学前までが1,490万5千円。小中学生が2,042万9千円。合計して3,533万4千円と。

昨年度、令和2年度につきましてはゼロ歳から就学前までが1,128万8千円。小中学生が1,669万2千円。合計して2,798万円ということになってます。

で、令和2年度につきましては前年度の令和元年度より735万4千円、全体として大きく減少しております。これは新型コロナウイルスの感染症影響に伴います、受診控えが考えられるのではないかと考えております。

で、その他の年度におきましては執行額、決算額に大きな変化はございません。以上です。

#### 1番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。ゼロ歳から中学生までの町での医療費無償化に伴う、町の負担の経過を一応回答いただきました。大体この3千万前後が要するという中であります。

3月議会の中で高校生を無償化するとしたら約700万くらいがいるんじゃないかっていうこう答弁もいただいているところでもあります。全国的にも少子化の中で通院費あるいは入院費で少し差がありますけれども、高校生まで、いわゆる18歳年度末までの医療費無料化の導入が進んでおります。

2020年9月4日、厚労省子ども家庭局母子保健課の2019年4月1日段階での医療費助成の動向を見ましても、1,741市町村全てが医療費助成を実施をし、対象年齢が15歳年度末、中学生までが最も多い。そしてまた高校生まで、18歳年度末までが通院で659町村、入院で715町村と全国的にも広がってきております。

県内におきましても、私のデータは古いかもしれませんが、安田町、馬路村、芸西、本山、大豊町、それから土佐町とまだ少数ですけ

ども、県内でも18歳年度末、高校生までの医療費無料化が進行してきてるところであります。

先ほど来、まちづくり総合計画に基づいて人口減少に、少子化に伴う施策もやっていただきながらその施策の大事な一環として子育て世代を支援する施策をとってぜひ本町でも、高校生までの医療費無料化についてぜひ検討していただきたいなということを改めてこの場でお願いもしたいと。

その高校生までの医療費無料化を導入進めていくうえで、現時点で何が課題になっているのか、分析されておいでましたら御説明をいただきたいなというふうに思います。

議長（岡村統正君）

あと5分余りで5時になりますが、今、橋元議員の一般質問が終了するまで佐川町議会会議規則第9条、第2項の規定により会議時間の延長を宣言します。

異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

1番（橋元陽一君）

もうそれほど時間はかかりません。もうすぐ終わります。

（「異議なしで」の声あり）

議長（岡村統正君）

はい。異議なしです。

続けてください。

答弁を続けてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。課題と言いますか、町としての考え方を御説明をさせていただきますと、佐川町といたしましては、乳幼児医療費の助成というものは子育て支援策の一つとしてこれまで中学生までですね、対象の拡充をしてきました。

ただ、高校生につきましては小中学生と比較いたしまして、心身共に発達をしております。また、基礎体力もあって健康においても自己管理ができる年齢というふうに考えております。また、ひとり親家庭におきましては18歳までの医療費の助成制度が別にあります。で、これらのことから現時点においては佐川町としては高校生までの助成を拡大する予定はございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

今の時点での町としての見解をいただきました。ただ、全国的に広がってる 18 歳年度末までの医療費無料化、国はそれを後押しをしておりません。けど、先ほども言いましたように、全国知事会、市町村会等を含めて、市長会を含めて、国に国の制度としてゼロ歳から 18 歳までの医療費無料化を構想して提案をしているところであります。で、中で全国各市町村が独自に導入を進めている段階であるところでもあります。

ぜひ、佐川町におきましても、今の課長の答弁にもありましたけれども、現時点で必要な方については一定手が届いているのかなということですけども、これから先、10 年 20 年先のまちづくりを構想し、人口減少を想定してさまざまな事業が取り組まれております。そういうのを補完をする町の制度として独自に高校生までの医療費無料化、ぜひ検討の課題の一つに挙げていただきたいと強くお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を 8 日の午前 9 時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 5 時